

小規模事業者の現状等 (事務局資料)

令和8年2月3日

中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課

1. 小規模事業者の現状

2. 主な関連施策

小規模事業者の全体像

- 全企業数の99.7%が中小企業、84.5%が小規模事業者^{※1}。
- 小規模事業者数は、10年で約50万者、5年で約20万者程度減少。
- 小規模事業者の業種割合は、卸・小売業やサービス業が6割程度。

図1 事業者数・従業者数（2021年）

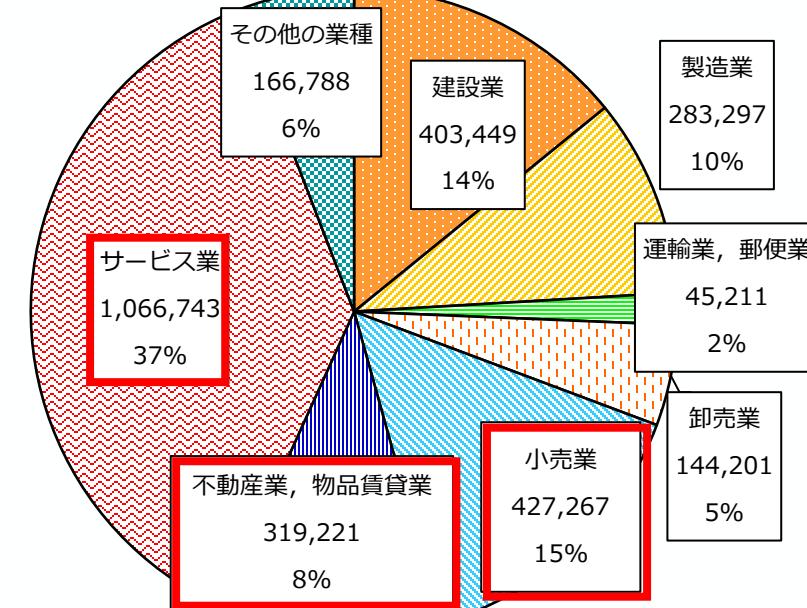
	事業者数	従業者数
大企業	1.0万者 (0.3%)	1,438万人 (30.3%)
中小企業	336.5万者 (99.7%)	3,310万人 (69.7%)
うち 小規模事業者	285.3万者 (84.5%)	973万人 (20.5%)

（出典）令和3年経済センサス-活動調査- 再編加工

図2 小規模事業者数の推移^{※2}



図3 小規模事業者の業種別事業者数（2021年）



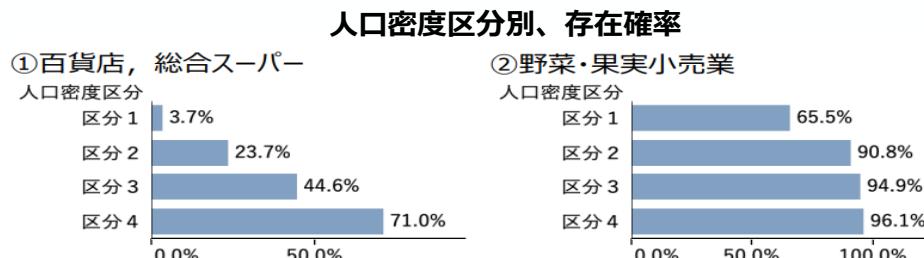
※1 小規模事業者は、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人（宿泊業、娯楽業は除く））以下の事業者をいい、個人事業主やフリーランスも含まれる。

※2 経済センサスでは、フリーランス、S O H O等の外観で把握困難な事業所を補足することが難しい。このため、税務統計と差が生じている。税務統計上は、営業等所得がある個人÷個人事業主数は412万者（令和3年国税庁統計「申告所得税」）となる。

地域の生活やコミュニティを支える小規模事業者

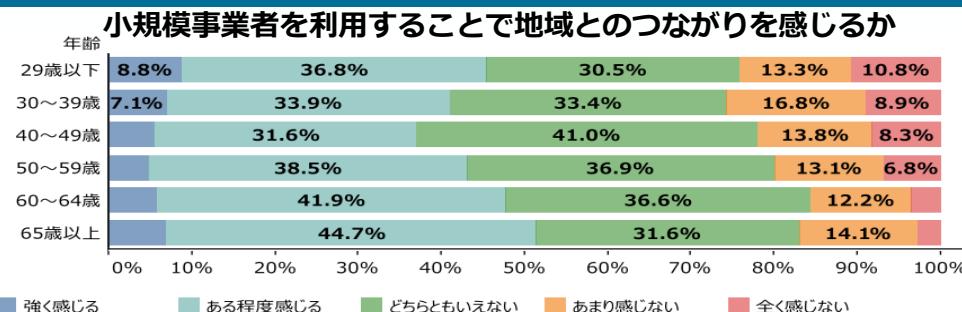
- 人口密度が低い地方部ほど、小売業など地域生活を支える小規模事業者が多く存在。小規模事業者は地域のお祭り・イベントなど広く地域活動に参加。
- 4～5割の地域住民が小規模事業者を通じて「地域とのつながり」を感じており、地域の課題解決に向けた中心的な役割を担う存在としても、小規模事業者への期待は大きい。

人口密度が低い地方部には、百貨店・総合スーパーはほとんど存在しないが、青果店等の小売業は存在



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工
人口密度の低い順に、市区町村別を区分1～4の四分位に分けている。(例：区分1は、下位0～25%)
存在確率とは、「当該業種の事業所が立地している市区町村数」を「市区町村の合計数」で割ったもの。

小規模事業者を利用してことで地域との繋がりを感じると地域住民の4～5割が回答

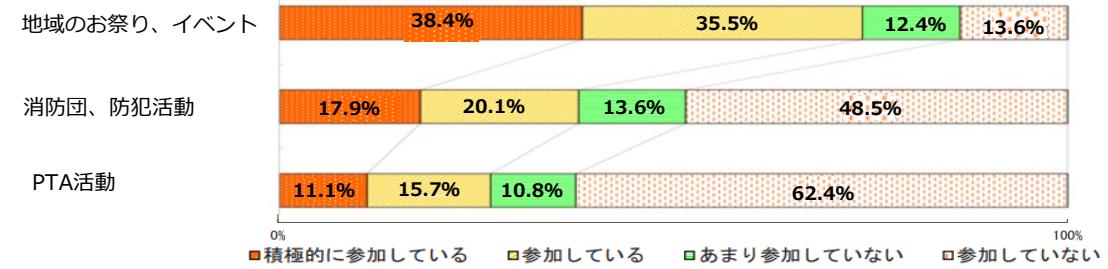


資料：みずほ情報総研(株)「普段の生活と地域とのかかわりに関するアンケート」

(出典) 2024年版「小規模企業白書」

小規模事業者は、地域のお祭り・イベントを始め、広く地域活動へ参加している

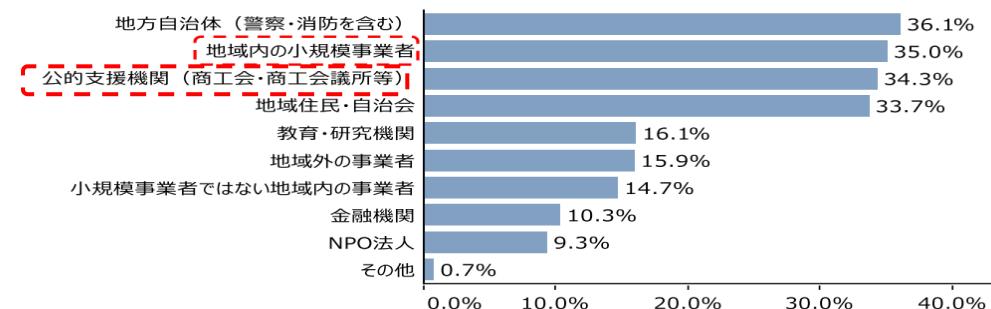
小規模事業者の地域活動への参加状況 (n=5,874)



資料：中小企業庁委託「小規模企業者の事業活動の実態把握調査」(2015年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所)

小規模事業者や商工会・商工会議所は、地域の課題解決に中心的な役割を担うことを期待されている

地域の課題解決に中心的な役割を担うことが期待される者



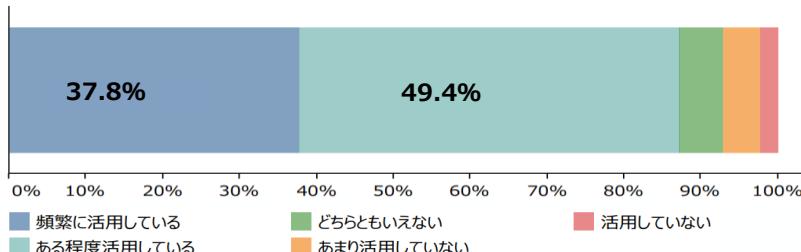
資料：みずほ情報総研(株)「普段の生活と地域とのかかわりに関するアンケート」

小規模事業者を支える支援機関

- 支援機関の活用効果は高く、支援機関は地域の事業者にとって重要な存在。
- 特に、地域に根ざし、比較的規模の小さい企業を中心に支援を行っている商工会・商工会議所は、小規模事業者にとって特に身近で重要な存在。

事業者の8割以上が、支援機関を「頻繁に活用している」「ある程度活用している」と回答

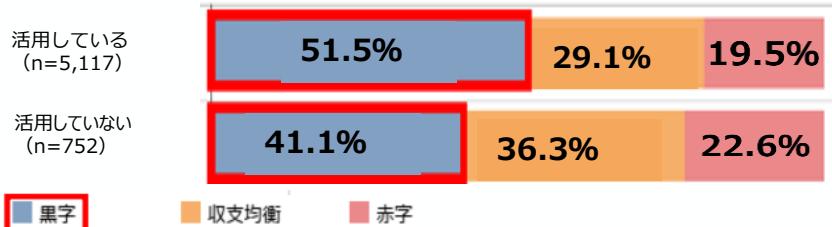
事業者における支援機関の活用状況 (n=5,905)



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「小規模事業者の事業活動に関する調査」

支援機関を活用している事業者ほど利益は高い

2023年の営業利益の見通し



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「小規模事業者の事業活動に関する調査」

(出典) 2024年版「小規模企業白書」概要

商工会・商工会議所では「5人以下」の企業を支援する割合が9割以上

最も力を入れている支援対象事業者の従業員規模 (n=2,079)



「商工会・商工会議所」や「金融機関」は「同一市区町村」と回答する割合が高い

顧客・会員の属する主な地域 (支援機関属性別)

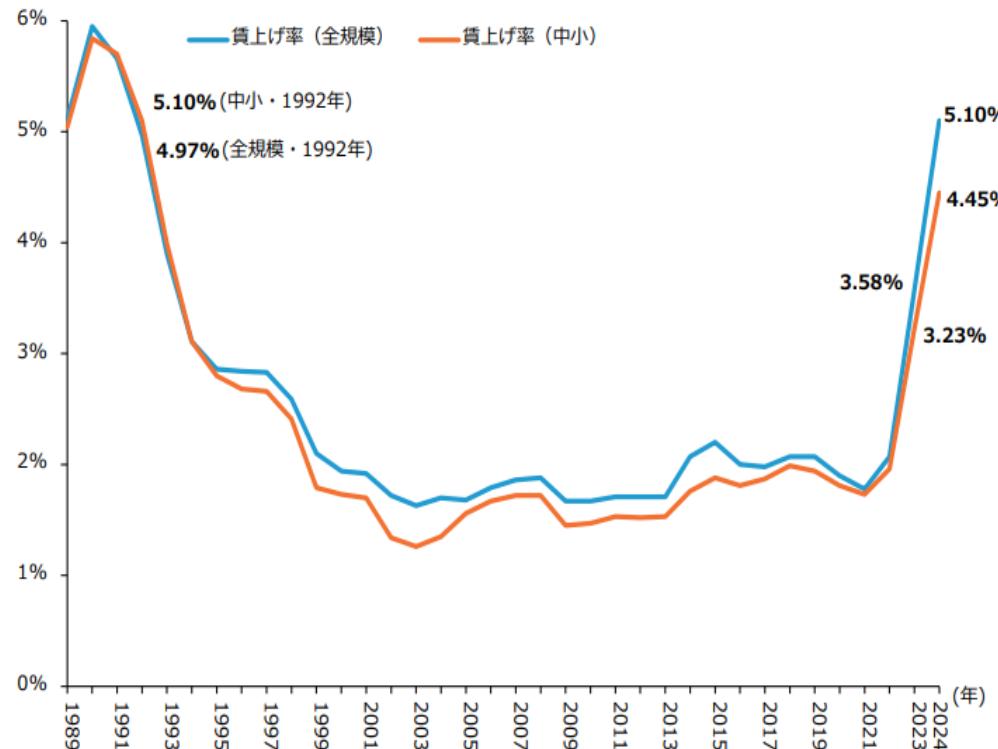


資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「小規模事業者の事業活動に関する調査」

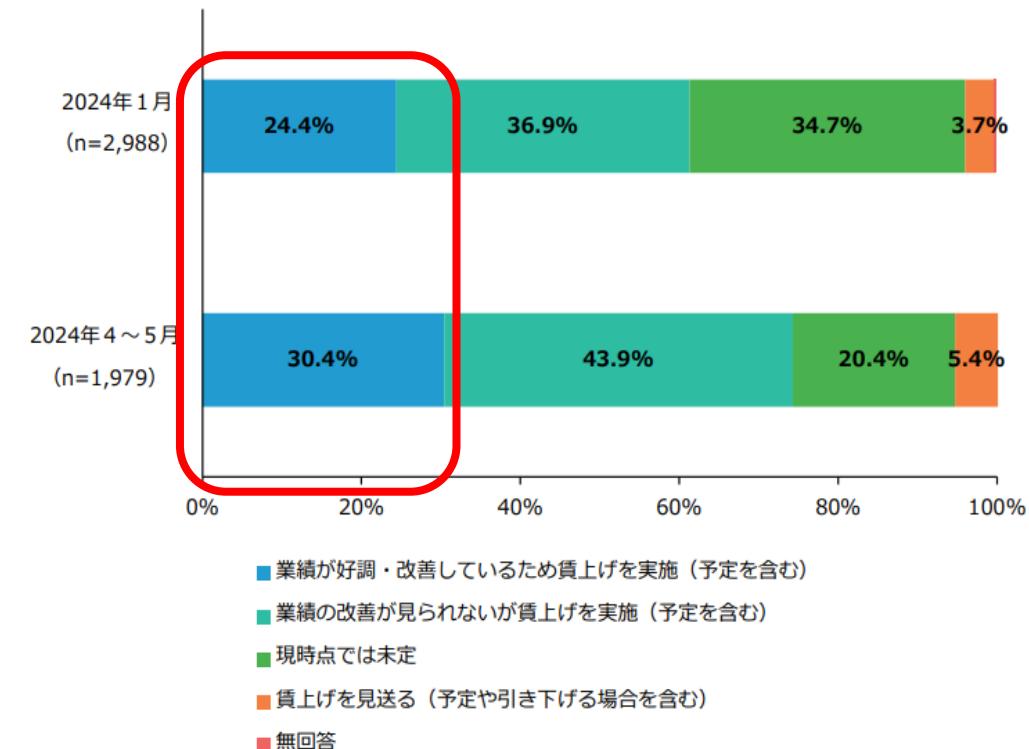
中小企業・小規模事業者の賃上げ状況①

- 大企業、中小企業・小規模事業者ともに、春季労使交渉による賃上げ率は上昇基調。
- また、賃上げの実施状況を行っている中小企業・小規模事業者の割合も高まっている。

春季労使交渉による賃上げ率の推移



中小企業・小規模事業者における賃上げの実施状況



資料：日本労働組合総連合会「春季生活闘争第7回（最終）回答集計」（2024年7月1日集計・7月3日公表）

（注）1.ここで「賃上げ率（中小）」とは、組合員数300人未満の中小組合における賃上げ率をいう。

2.ここでの賃上げ率は、平均賃金方式（組合員の平均賃金をいくら引き上げるかについて、一人平均の労務コストをもとに交渉する方式）での賃上げ状況の推移を見たものである。

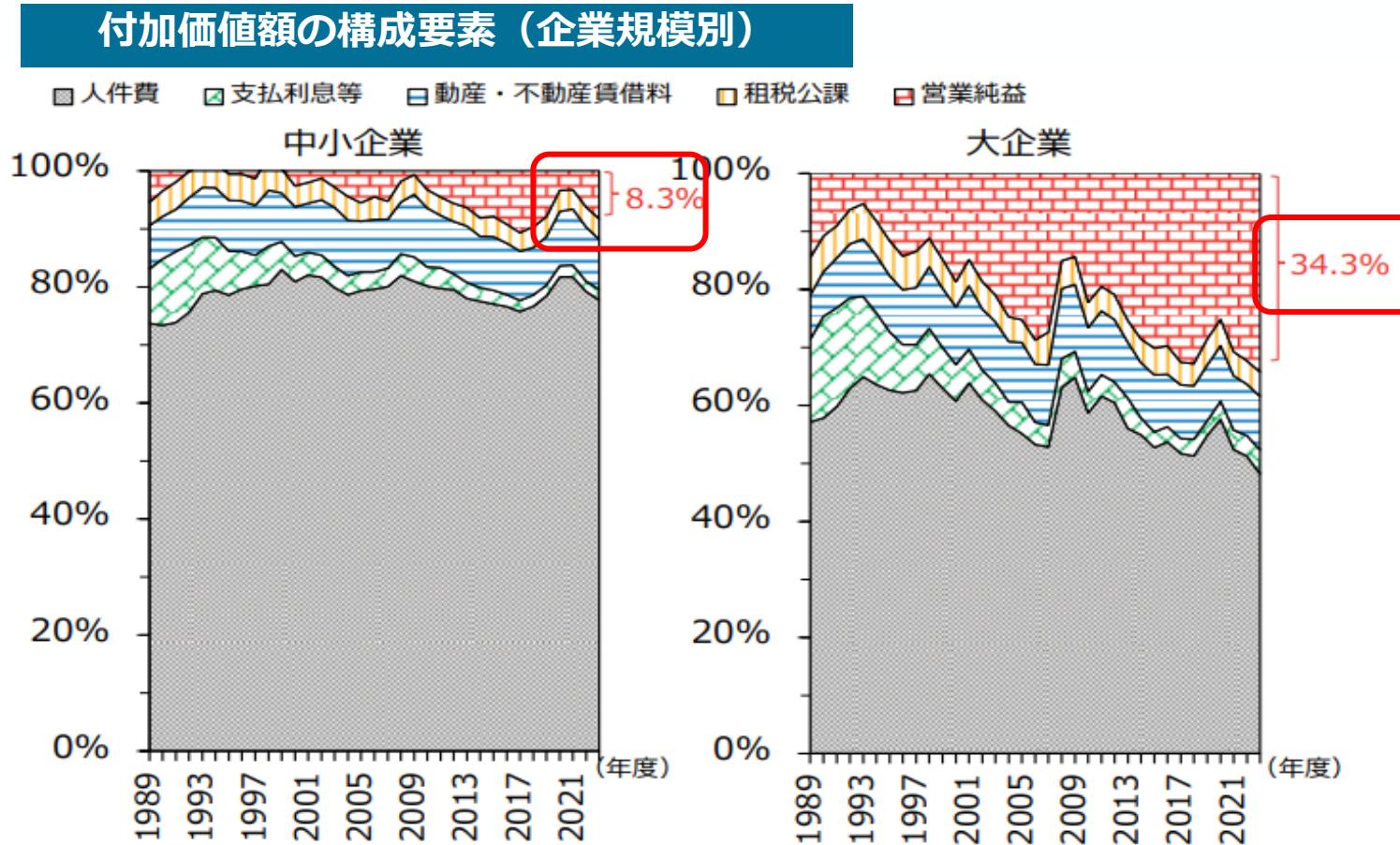
（出典）2025年版「小規模企業白書」

資料：日本商工会議所・東京商工会議所「『中小企業の賃金改定に関する調査』集計結果」（2024年6月5日）、「『中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査』集計結果」（2024年2月14日）

（出典）2025年版「小規模企業白書」

中小企業・小規模事業者の賃上げ状況②

- 他方、賃上げ余力を高めるには付加価値額に占める営業純益の割合を高めることが必要であるが、「中小企業」は「大企業」と比較してこの割合が低い。
- そのため、中小企業・小規模事業者の更なる賃上げ余力は、大企業と比較して厳しい状況といえる。

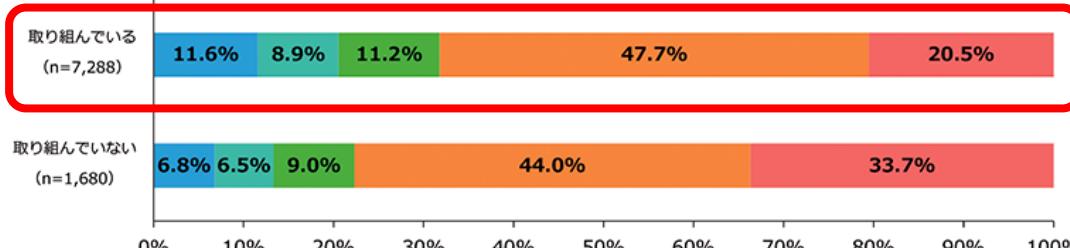


中小企業・小規模事業者の賃上げ状況③

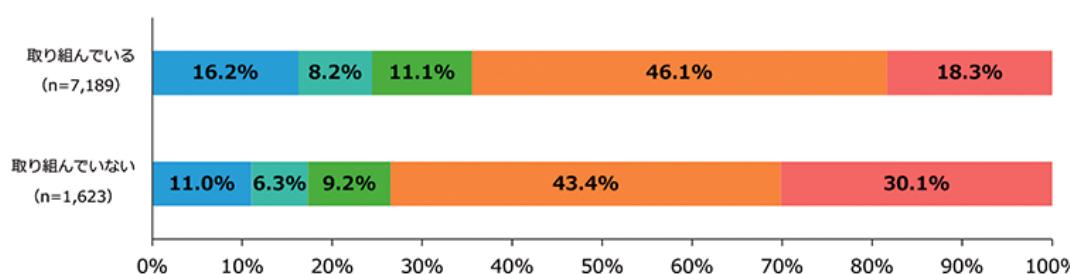
- 小規模事業者において、原価構成・利益の把握に取り組んでいる事業者ほど、原材料費や人件費・労務費の増加分に関する価格転嫁が進んでいる傾向。
- 根拠をもって価格交渉・適切な価格設定等を行うに際して、原価構成・利益の把握が重要であることが再確認できる。

小規模事業者における価格転嫁の状況（原価構成・利益の把握状況別）

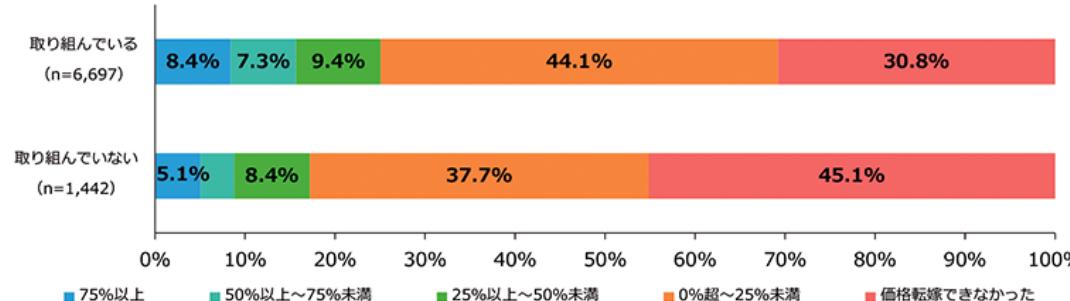
(1) 費用全体



(2) 費用のうち、原材料費の増加分



(3) 費用のうち、人件費・労務費の増加分



資料：(株)帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」

(注) 1.価格転嫁の状況は、過去1年間における、製品・商品・サービスの生産や製造、あるいは提供等にかかる費用変動分について、どの程度販売価格に転嫁できたかを聞いたもの。

2.「費用全体」、「費用のうち、原材料費の増加分」、「費用のうち、人件費・労務費の増加分」における、販売価格への転嫁の状況について、「転嫁不要」、「分からない」と回答した事業者を除いて集計している。

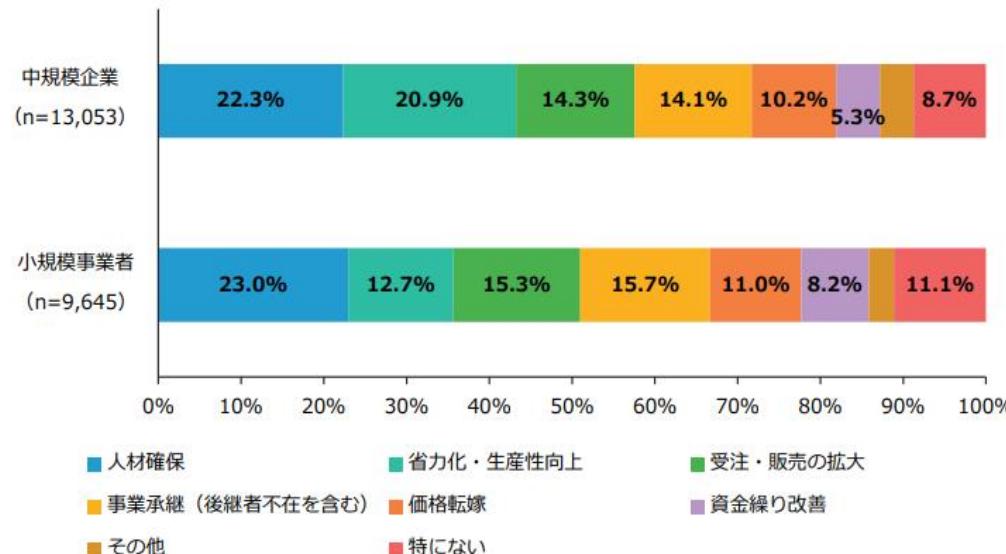
3.原価構成・利益の把握状況について、ここでの「取り組んでいる」とは、「十分に取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいる」と回答した事業者を合計したもの。「取り組んでいない」とは、「あまり取り組んでいない」、「ほとんど取り組んでいない」と回答した事業者を合計したもの。

(出典) 2025年版「小規模企業白書」

中小企業・小規模事業者の人材不足の状況①

- 中小企業・小規模事業者ともに、最も重視する経営課題として「人材確保」が挙げられている。
- また、小規模事業者においても大半が人材について不足と感じている。

最も重視する経営課題（企業規模別）

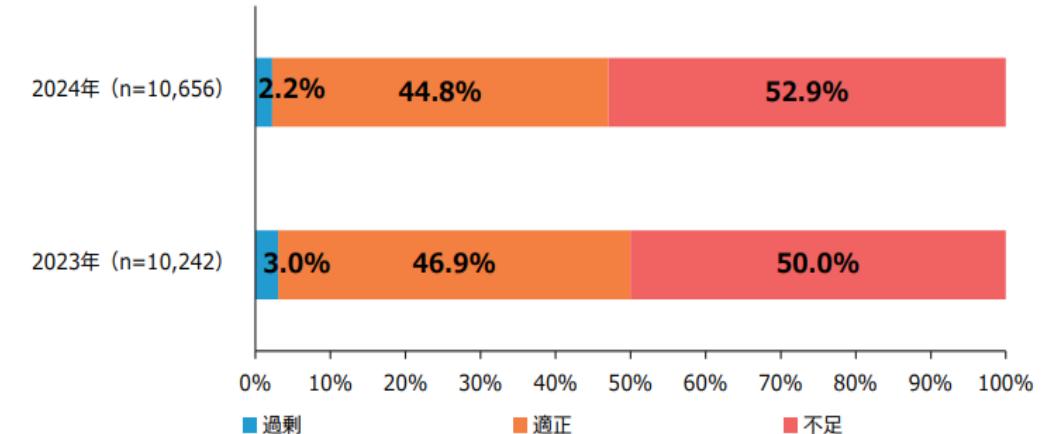


資料：(株)帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」

(注)「直面している経営課題のうち、まだ取り組んでいないが、これから着手する必要があるもの」で最も重要ななものについて聞いたもの。

(出典) 2025年版「小規模企業白書」

小規模事業者における、人材の過不足状況



資料：(株)帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」

(注) 1.2023年の人材の過不足状況について、2023年時点で事業開始前などで回答できない場合を除いている。
2.人材の過不足状況について、ここで「過剰」とは、「過剰」、「やや過剰」と回答した事業者を合計したもの。
「不足」とは、「不足」、「やや不足」と回答した事業者を合計したもの。

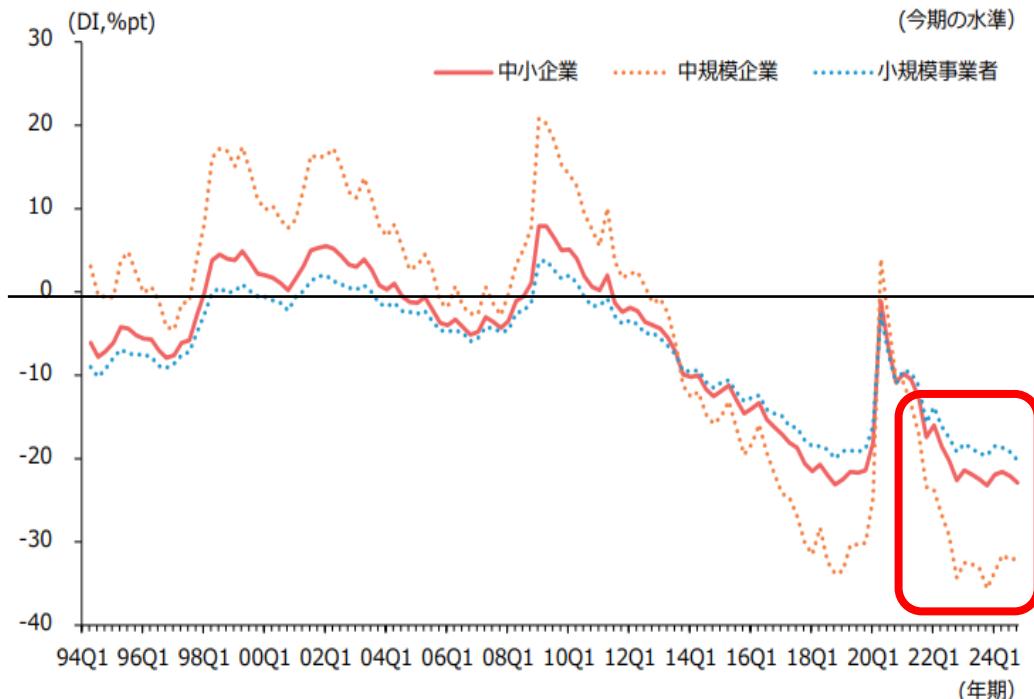
(出典) 2025年版「小規模企業白書」

中小企業・小規模事業者の人材不足の状況②

- 従業員過不足DI(※)によると、中小企業・小規模事業者ともに人材の不足感があることが確認される。
- また、全ての業種で人手不足を感じており、その課題の解消が求められることが分かる。

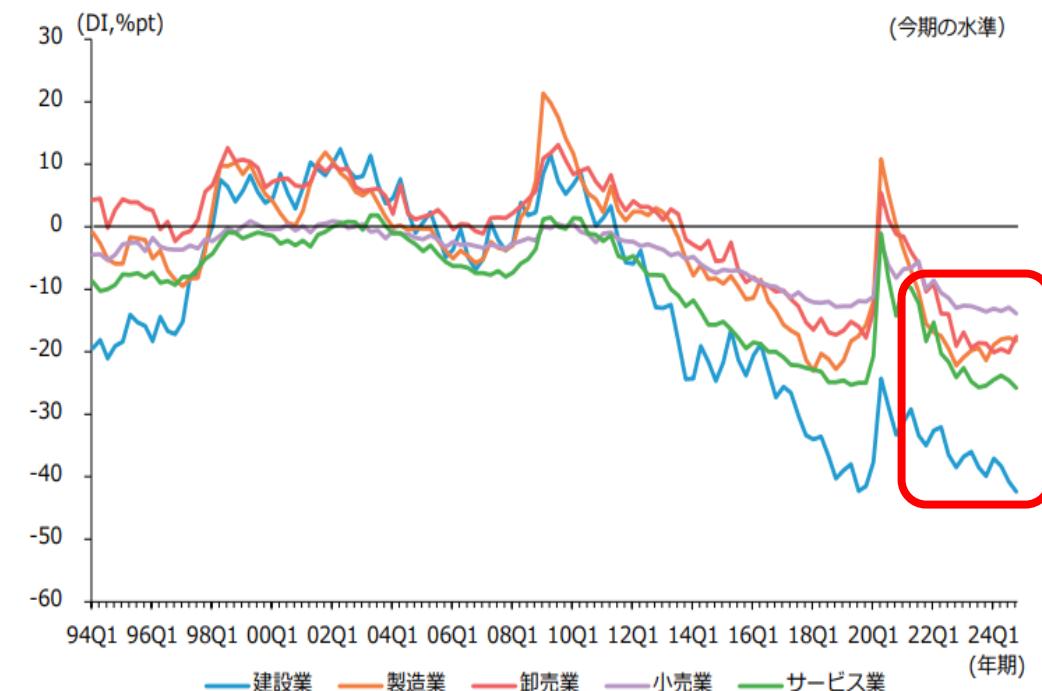
(※) 従業員過不足DI：従業員数の今期の水準について「過剰」と答えた企業の割合から「不足」と答えた企業を割合を引いたもので、人手不足感を表す。

従業員数過不足DIの推移（企業規模別）



（出典）2025年版「小規模企業白書」

従業員数過不足DIの推移（業種別）

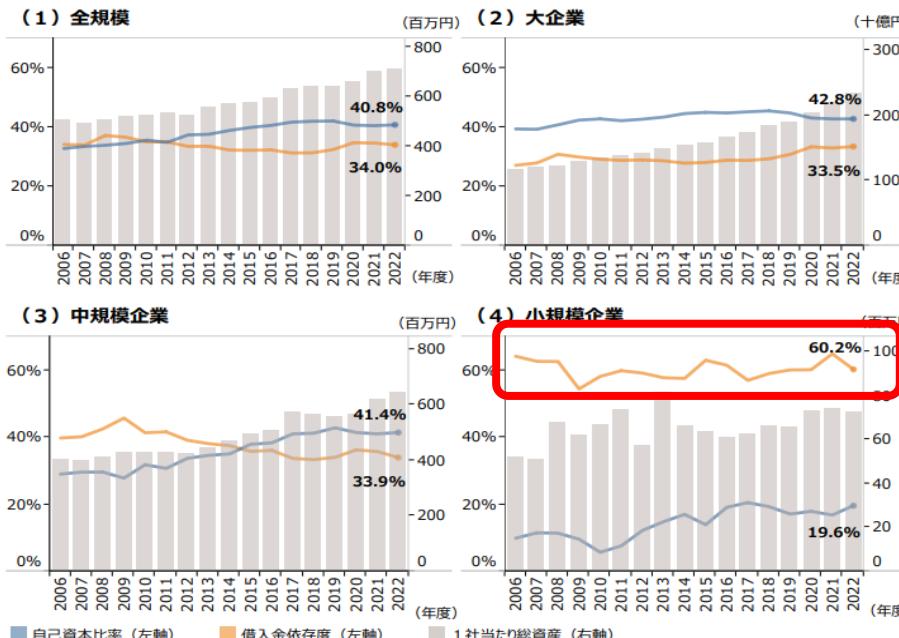


（出典）2025年版「小規模企業白書」

中小企業・小規模事業者のファイナンスの状況

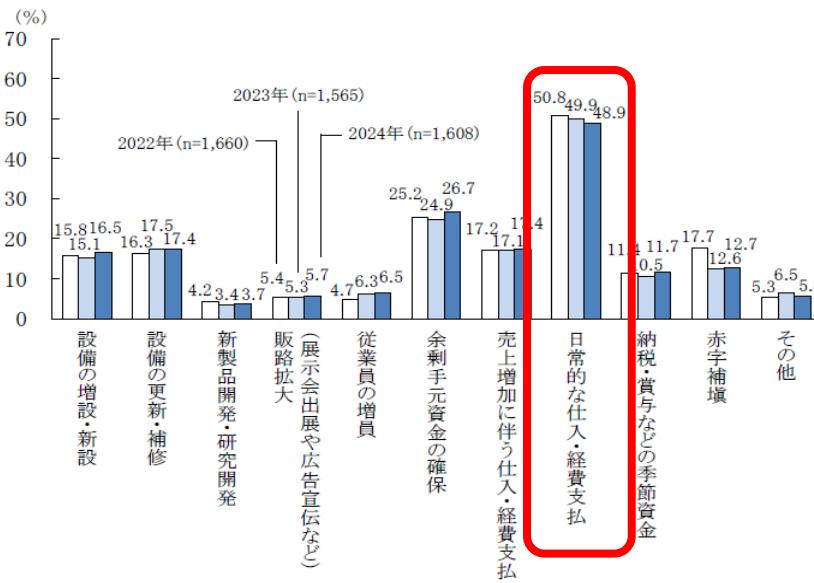
- 大企業と比較して、中規模企業・小規模企業の方が借入金依存度が高い。加えて、大企業や中規模企業と比較し、小規模企業は自己資本比率より借入金依存度が高い比率。
- 借入金が当面の運転資金（日常的な仕入・経費支払や赤字補填）として補填されていることが要因の1つと推察される。また、相対的に経営計画・事業計画の企画力が乏しいこともあり、成長資金（設備投資や販路開拓等）の借入がしにくい状況があるものと考えられる。

資金調達構造の変遷（企業規模別）



（出典）2024年版「小規模企業白書」

小企業※における借入の資金使途（複数回答）

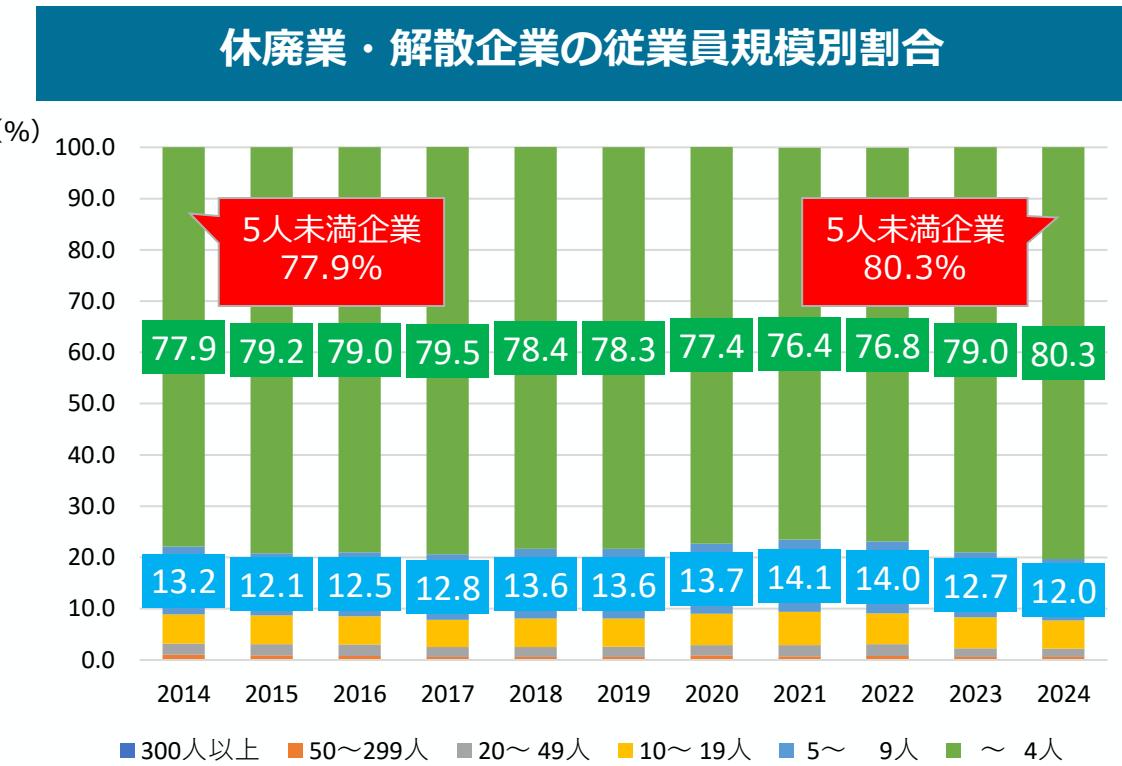


卸売業、小売業、飲食業、運輸業は従業員20人未満の企業をいい、食店・宿泊業が従業員10人未満の企業いう。

（出典）日本政策金融公庫 総合研究所「『小企業の借入に関する調査』結果」

中小企業・小規模事業者の休廃業・解散・倒産の状況①

- 休廃業・解散件数は、2010年代後半以降減少傾向にあったものの、2023年に増加傾向に転じた。
- 従業員規模が小さい企業ほど、休廃業・解散件数が多く、5人未満の企業が8割、10人未満の企業が9割を占める。

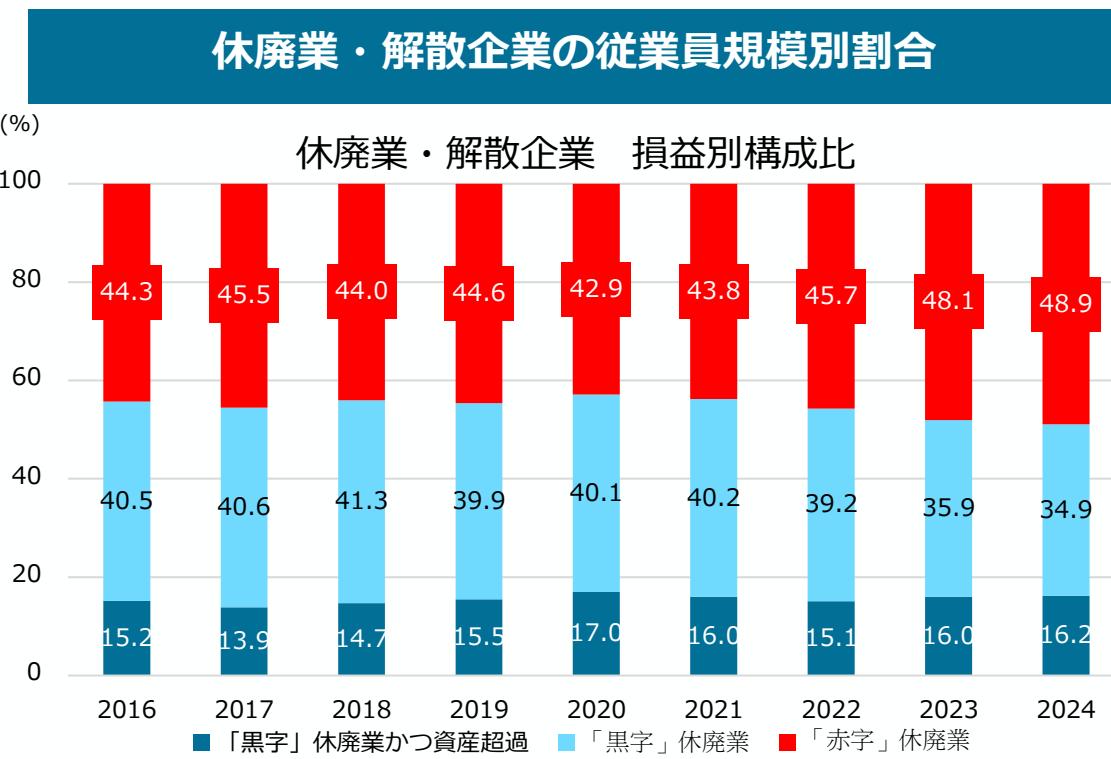
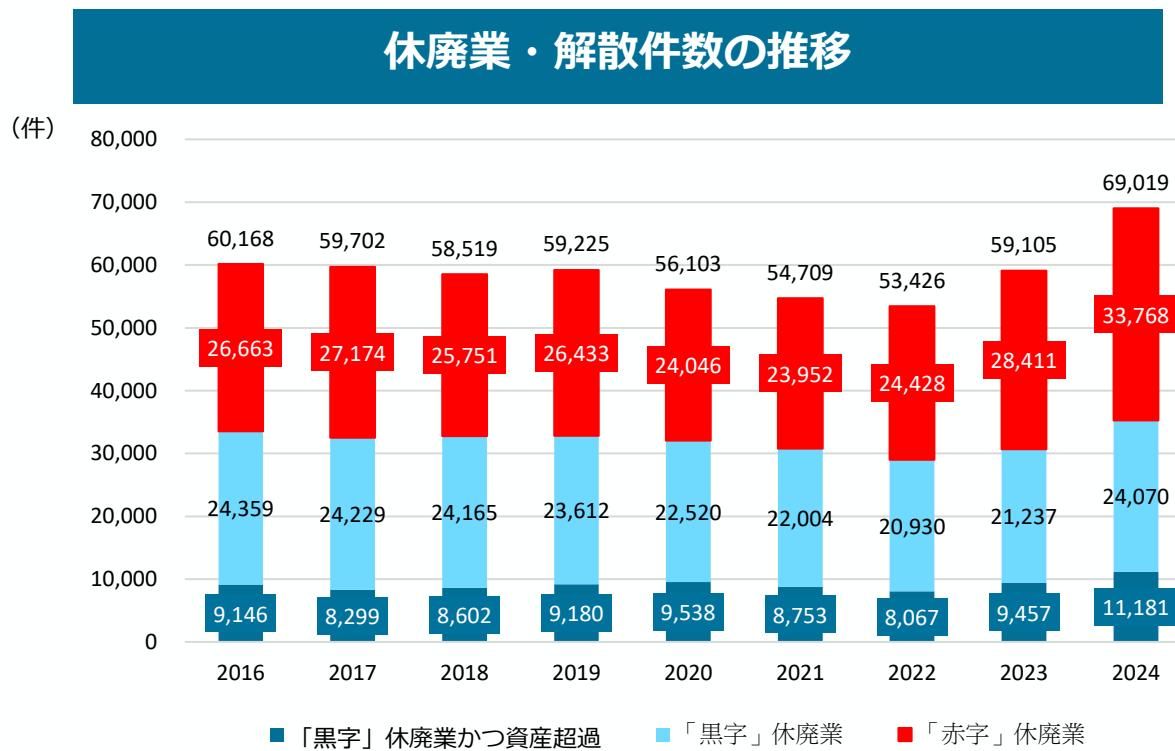


資料：(株)帝国データバンク「全国企業『休廃業・解散』動向調査」

(注) 1. (株)帝国データバンクが調査・保有する企業データベースのほか、各種法人データベースを基に集計したもの。休廃業・解散とは、倒産（法的整理）によるものを除き、特段の手続きを取らずに企業活動が停止した状態を確認（休廃業）、若しくは商業登記等で解散（ただし「みなし解散」を除く）を確認できたものを指す。2. 調査時点での休廃業・解散状態を確認したもので、将来的な企業活動の再開を否定するものではない。また、休廃業・解散後に法的整理へ移行した場合は、倒産件数として再集計する場合もある。3. (図1) 「黒字」と「赤字」の判定は休廃業・解散直前の当期純利益に基づく。4. (図2) 各集計年のうち、代表者の年齢が判明した企業を対象に集計している。5. (図2) ここでいう「ピーク年齢」とは、各年の休廃業・解散企業における経営者年齢のうち、最も多かった経営者の年齢を指す。

中小企業・小規模事業者の休廃業・解散・倒産の状況②

- 休廃業・解散した企業を損益別に分類すると、黒字・赤字ともに増加。
- 黒字にもかかわらず休廃業・解散した企業の割合は、2024年は51.1%で、黒字かつ資産超過にもかかわらず休廃業・解散した企業は、約15%存在している。

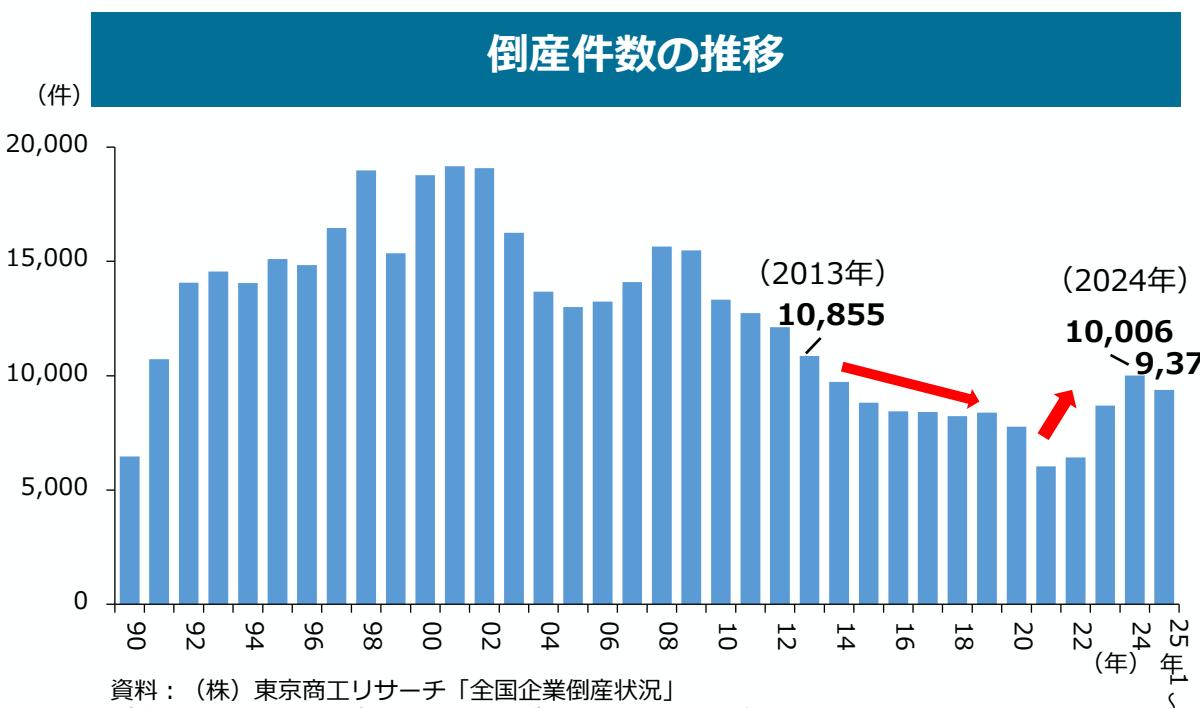


資料：(株)帝国データバンク「全国企業『休廃業・解散』動向調査（2024年）」

(注)休廃業・解散とは、倒産（法的整理）によるものを除き、特段の手続きを取らずに企業活動が停止した状態の確認（休廃業）、もしくは商業登記等で解散（ただし「みなし解散」を除く）を確認した企業の総称。

中小企業・小規模事業者の休廃業・解散・倒産の状況③

- 2010年代以降、倒産件数は減少傾向にあったが、コロナ禍以降再び増加に転じ、2024年の倒産件数は10,006件。
- 2025年は、1月から11月までの時点で9,372件であり、2024年と比較して横ばい～微増のペースで推移。企業規模別に見ると、従業員数が少ない小規模な企業の倒産が多い傾向。従業員数10人未満の企業の倒産が約9割を占める。



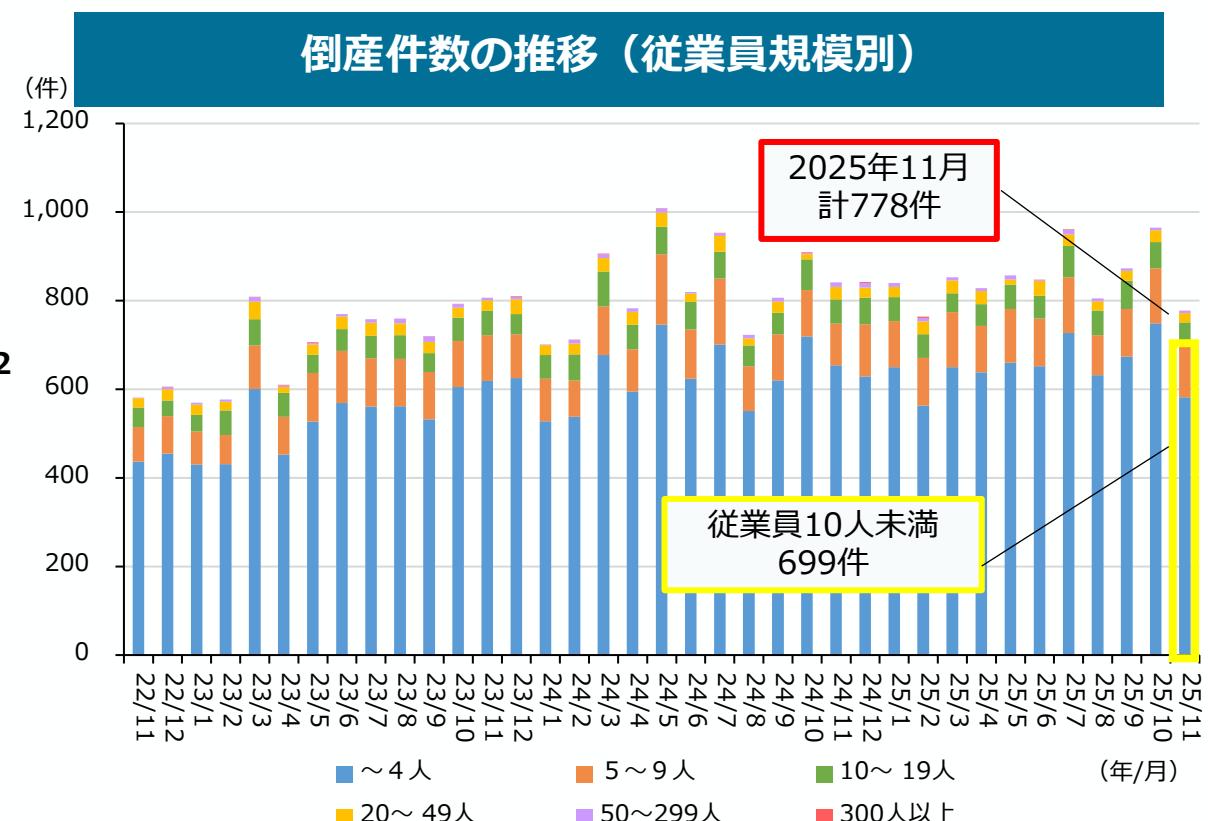
資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

(注)1.ここで「倒産」とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。

また、私的倒産(銀行取引停止処分、内整理)も倒産に含まれる。

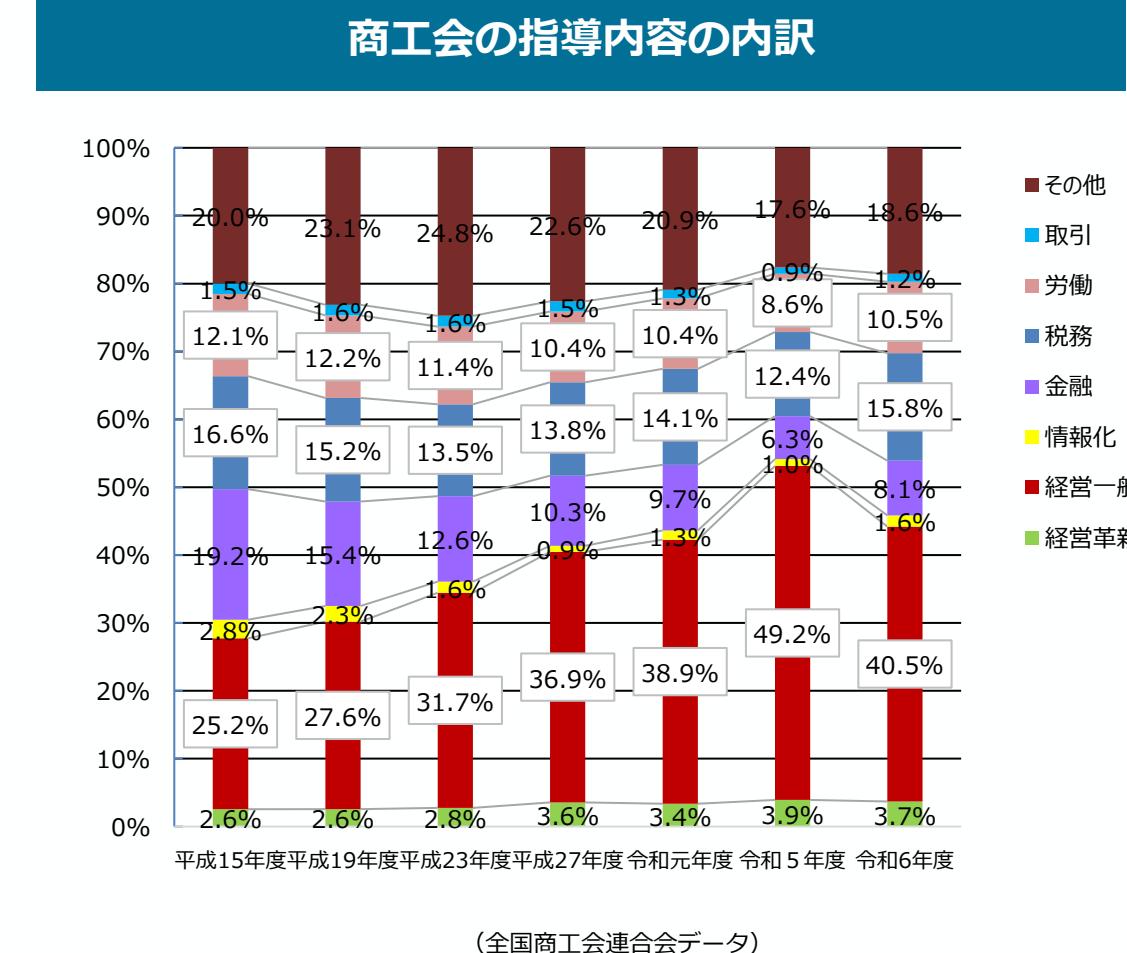
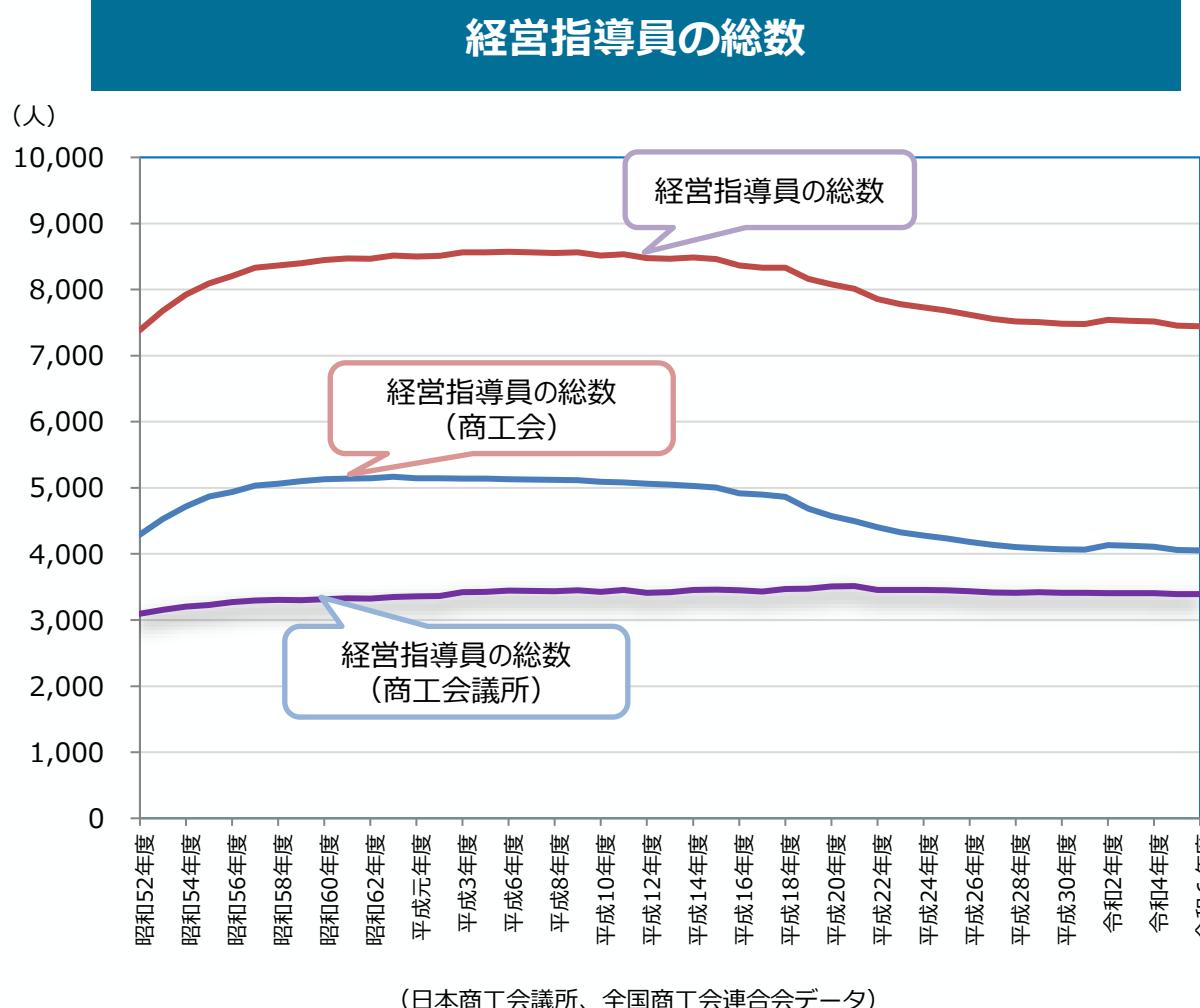
2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

3.2025年については、8月末時点の実績。



経営指導員と指導内容

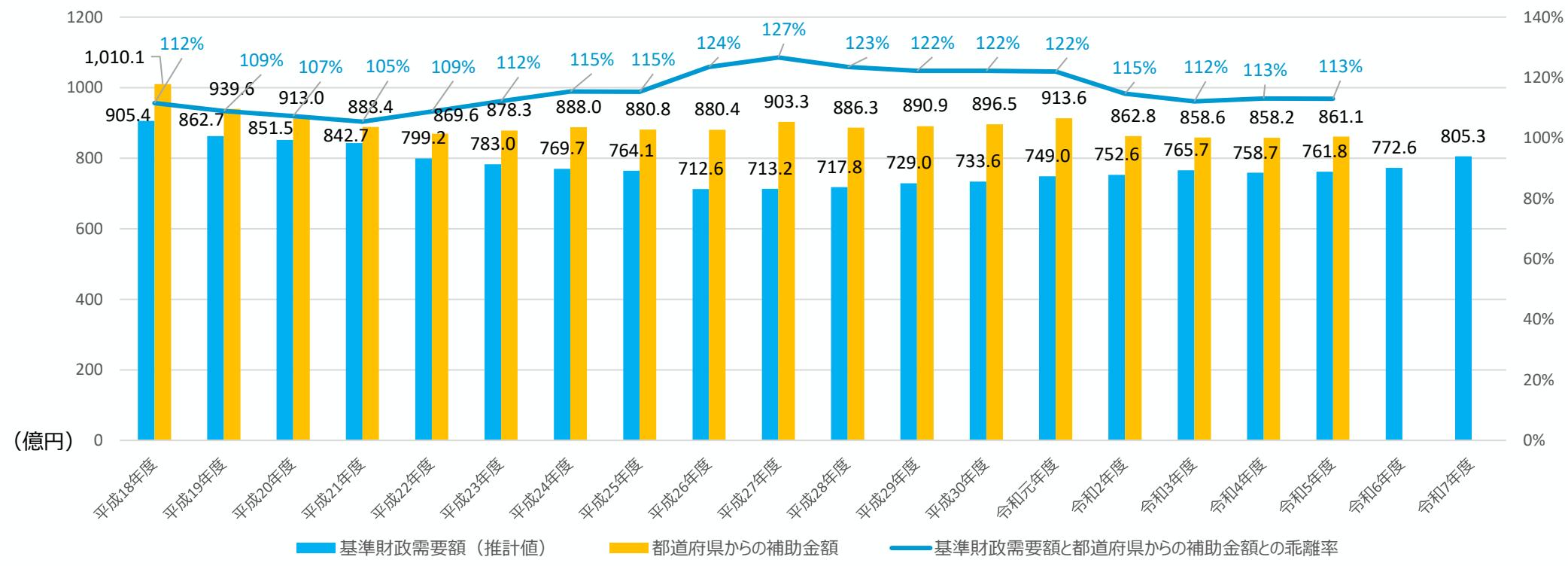
- 指導内容の内訳推移からは、「労働」、「税務」、「金融」といった特定分野のものから、経営計画策定も含む「経営一般」（複合的・総合的な内容）にかかる支援が増加。



(出典) 日本政策金融公庫 総合研究所「『小企業の借入に関する調査』結果」

経営指導員の人事費等

- 商工会・商工会議所が行う経営改善普及事業のうち、経営指導員の人事費、指導旅費、研修費、施設建設費等については、地方分権改革、三位一体の改革の流れを受け、都道府県に財源ごと移譲され、都道府県が地域の実情を踏まえながら措置する仕組み。
- 移譲された当時と比較すると、地方交付税の基準財政需要額※と都道府県による商工会・商工会議所に対する補助金額の実績は減少。
- 対応すべき課題が多様化・複雑化することにより経営指導員等の業務が質・量ともに急増しており、結果として人件費等の絶対額が不足している状況。



※基準財政需要額 = 各項目に下記の算式により計算した額の合算額

単位費用（単価） × 測定単位（国勢調査人口等） × 補正係数（人口規模や人口密度によるコスト差等を反映）

(出典) 全国連・日商調査データ等より中企庁で作成 全国連は予算額、日商は決算額ベース

1. 小規模事業者の現状

2. 主な関連施策

小規模企業振興基本法・小規模企業振興基本計画

- 小規模企業振興基本法は、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、事業の持続的発展を基本原則とした施策の体系を構築。また、国は小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有するとされている。
- 小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画を定めることとしており、小規模企業をめぐる情勢の変化、小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年毎に見直すこととしている。（閣議決定事項）

小規模企業振興基本法

基本原則（第3条、第4条）

中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、 安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置づける。

国の責務（第5条）

小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

関係行政機関は連携し、小規模企業に関する情報提供等を通じて国民の理解を深めるよう努める。

基本方針（第6条）

次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- ①需要に応じた商品の販売、新事業展開の促進
- ②経営資源の有効な活用、人材育成・確保
- ③地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- ④適切な支援体制の整備

基本計画（第13条）

小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画の策定

- 一 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針
- 二 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
- 三 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

小規模企業をめぐる情勢の変化、小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更

小規模企業振興基本計画

第1章 小規模企業の振興に関する施策についての基本的な方針

「現状認識」、「基本的考え方」、「4つの目標」を規定

第2章 小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

「4つの目標」に従って、政府が講すべき「重点施策」を規定

第3章 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

「政府以外を含めた必要な取組」として、「地方公共団体の責務」、「小規模事業者の努力等」、「関係者相互の連携及び協力」を規定

小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）のポイント（令和7年3月）

- 現在、日本経済は大きく変化するチャンスを迎えており、「潮目の変化」の今、官民で国内投資と賃上げを継続し、デフレ脱却を実現できるか否かの正念場。賃金上昇が物価上昇を上回ることで消費が増加し、企業の国内投資が堅調なトレンドを維持する好循環を定着させることが重要であり、小規模事業者もまた例外ではない。一方、小規模事業者の経営を巡る環境は、「大幅な賃上げ」「少子高齢化・人口減少」「人手不足」など、急速かつ大規模な変化を遂げつつある。
- こうした時代の転換点にあって、事業の拡大を目指す意欲的な事業者はもとより、事業を持続し地域を支え続ける事業者においても、時代の変化に応じて経営力を向上させ、これまで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要。小規模事業者の「特性、強み」を発揮し、地域課題解決を含め「新たな需要が喚起される分野」に積極的に取り組むとともに、提供する付加価値に適切な価格を設定することにより、小規模事業者にとっても稼ぐ力を高める好機（ビジネスチャンス）となり、経営の自走化や地域経済の成長発展につながる。小規模事業者が減少する中でもその「機能」を育成・維持し、地域経済を成長させ、社会を機能させる適応策を講じていくという考え方は、地方創生の理念とも合致。
- 経営資源に乏しい小規模事業者が、事業環境の変化を踏まえながら経営課題に単独で対応していくことは極めて困難であり、支援機関による伴走支援は一層その重要性を増しているが、身近な支援機関である商工会・商工会議所において人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化していることから、支援体制の強化（経営指導員等の人事費や商工会館の施設整備費等の事業費の確保、デジタルツールの活用やナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、広域的な支援体制の構築等）を図っていく必要。また、地方公共団体が主体となり、支援機関同士が緊密に連携し、地域で総力を挙げて取り組む必要。
- 頻発化・激甚化する自然災害からの早期の復旧・復興に向け、引き続き、国・都道府県・市町村が一体となった支援も必要。
- これらを踏まえ、国が講ずべき重点施策として、「経営力の向上（経営者のリテラシー向上、取引適正化対策等）」「支援機関の体制・連携強化」「多発する大規模災害等への対応」等を掲げるとともに、地域における産業政策の主体としての自走化を目指し「地方公共団体の責務」を掲げた。

小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）の構成

第1章 小規模事業者の振興に関する施策についての基本的な方針【法第13条第2項第1号】

1. 現状認識
2. 基本的考え方
3. 4つの目標【法第6条第1～4号】

（1）需要を見据えた経営力の向上

－経営者の意識改革、事業の持続的発展、意欲ある事業者の成長発展－

（3）地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進

－地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化－

（2）経営資源の有効活用、人材の育成・確保

－新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化、人手不足対応、多様な人材の育成・確保・活用－

（4）支援体制の整備その他必要な措置

－支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化－

第2章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策（15の重点施策）【法第13条第2項第2号】

1. 需要を見据えた経営力の向上に係る重点施策

【法第6条第1号】

（重点施策1）経営者のリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）向上

（重点施策2）経営計画の策定

（重点施策3）需要開拓・新事業展開

（重点施策4）取引適正化対策

2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保に係る重点施策

【法第6条第2号】

（重点施策5）起業・創業

（重点施策6）事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ

（重点施策7）多発する大規模災害等への対応

（重点施策8）事業継続力の強化

（重点施策9）人手不足対応、人材の育成・確保・活用

3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進に係る重点施策【法第6条第3号】

（重点施策10）地域経済の活性化

（重点施策11）地域の生活・コミュニティの活性化

（重点施策12）地域課題解決の推進

4. 支援体制の整備その他必要な措置に係る重点施策

【法第6条第4号】

（重点施策13）支援機関の体制・連携強化

（重点施策14）国と地方公共団体との連携強化

（重点施策15）手続きの簡素化・施策情報の提供

第3章 小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項【法第13条第2項第3号】

1. 地方公共団体の責務【法第7条】
2. 小規模事業者の努力等【法第8条】
3. 関係者相互の連携及び協力【法第9条】

小規模事業者支援法＊1に係る法令改正（令和7年11月）

（＊1 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律）

- 令和7年3月に小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）が閣議決定され、小規模事業者においても賃上げ余力を確保するために、経営力を向上させ、これまで以上に「稼ぐ力」を高めることが重要とされた。
- これを踏まえた改正法令は、令和7年11月20日施行。

小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）の主な変更点

（1）小規模事業者による地域特性（特産品、観光等）を踏まえた販路開拓等の更なる支援

⇒（対応）政令を改正し、小規模事業者支援法上の経営発達支援計画（商工会・商工会議所が策定）について、経済産業局長に認定権限等を委任する規定を創設。

（2）支援機関の体制・連携の更なる強化

⇒（対応）省令を改正し、複数の商工会・商工会議所にまたがって経営指導を行う広域経営指導員＊2制度を創設。

＊2 経営指導員よりも高い能力(中小企業診断士の資格保有)や十分な実務経験を持つもの。

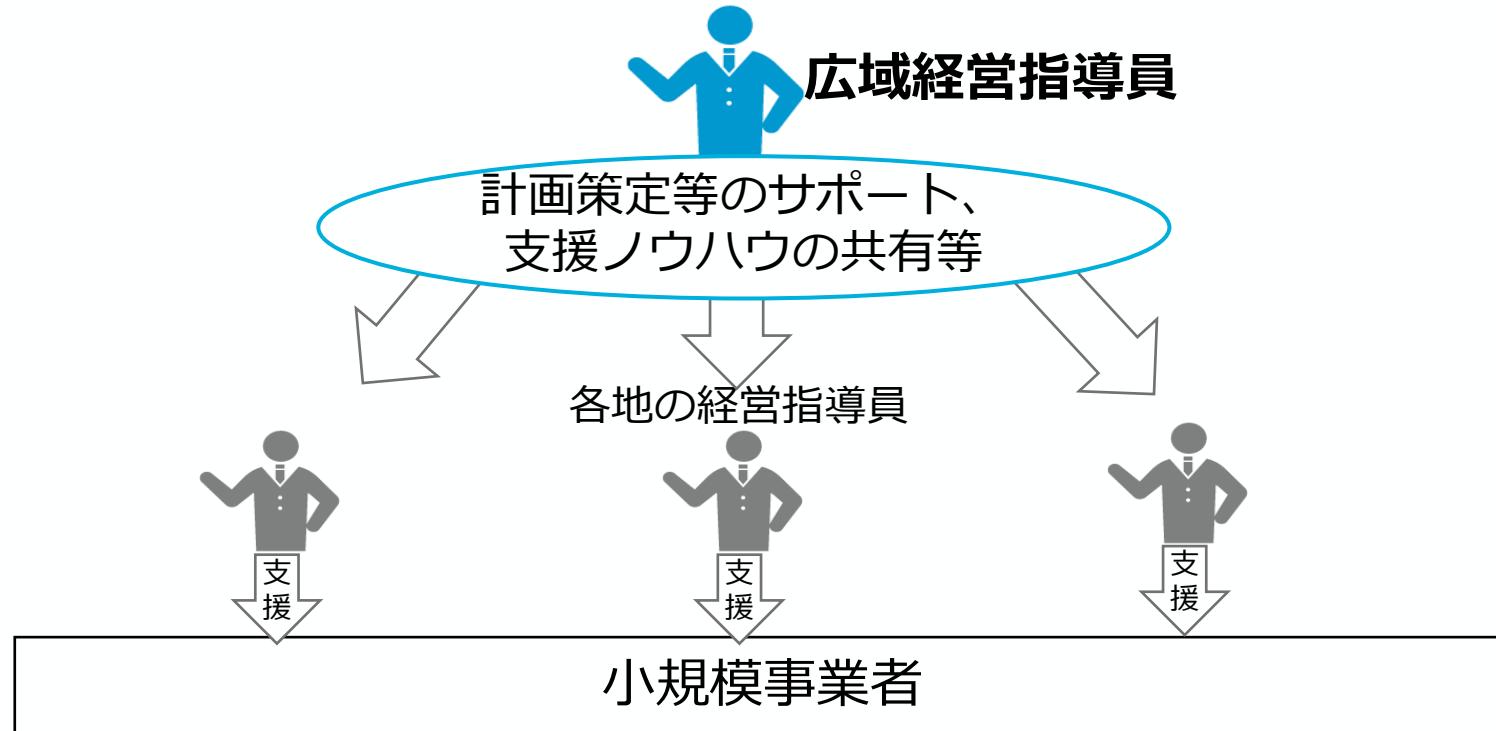
（3）経営者のリテラシー（経営戦略、会計、知的財産等）向上

⇒（対応）小規模事業者支援法の基本指針（告示）に経営者のリテラシー向上を新たに位置付け。

広域経営指導員の新設

- 商工会・商工会議所の広域的な連携を促進し、支援体制を強化することを目的として、「広域経営指導員」^{*}を創設（令和7年11月）。
※中小企業診断士の資格保有している等の高い能力や十分な実務経験を有することが要件。
- 広域経営指導員は、複数の商工会・商工会議所にまたがる支援計画の策定・管理・実行、各地の経営指導員への指導による支援の質の向上等の役割を担う。

<広域経営指導員の役割の一例（イメージ）>



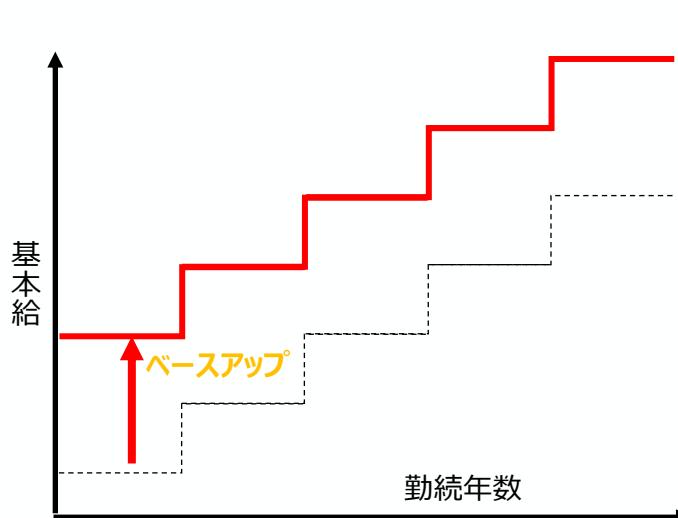
経営指導員の人事費等に対する地方交付税措置

- 令和7年度において、商工会・商工会議所の支援体制の強化に向けて、①経営指導員等の給与引き上げ、②法定経営指導員の拡充、③広域経営指導員の新設に要する地方交付税措置の拡充を実施。
- 引き続き、経営指導員の人事費等の確保に必要な地方財政措置を講じていく。

<令和7年度の地方交付税措置の内容>

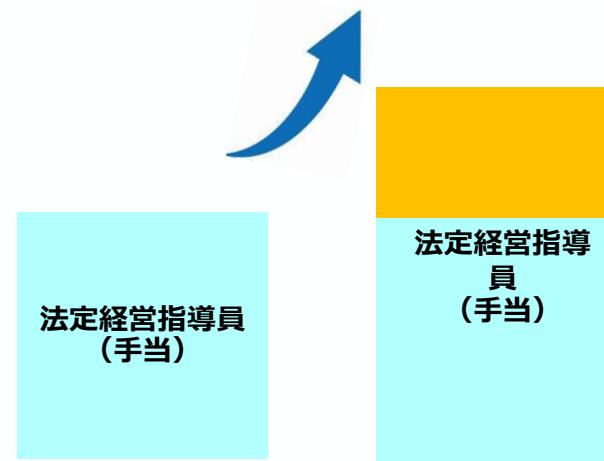
①公務員給与の引上げに準じた経営指導員等の給与引上げに要する経費

人事院勧告（令和6年8月8日付）を踏まえた
公務員給与の引上げに準じた経営指導員等の給与引上げによる経費の増加を見込み、充実



②法定経営指導員の拡充に要する経費

法定経営指導員数等の実態を踏まえ、拡充
(1,100人→2,000人)



③広域経営指導員の新設に要する経費

広域的な支援体制の構築のため、広域経営指導員※を新設（国家公務員4級相当）

広域経営指導員の主な役割

- ①広域の経営発達支援計画の策定・管理
- ②経営指導員の育成・指導
- ③高度な知見を活かした伴走支援 等

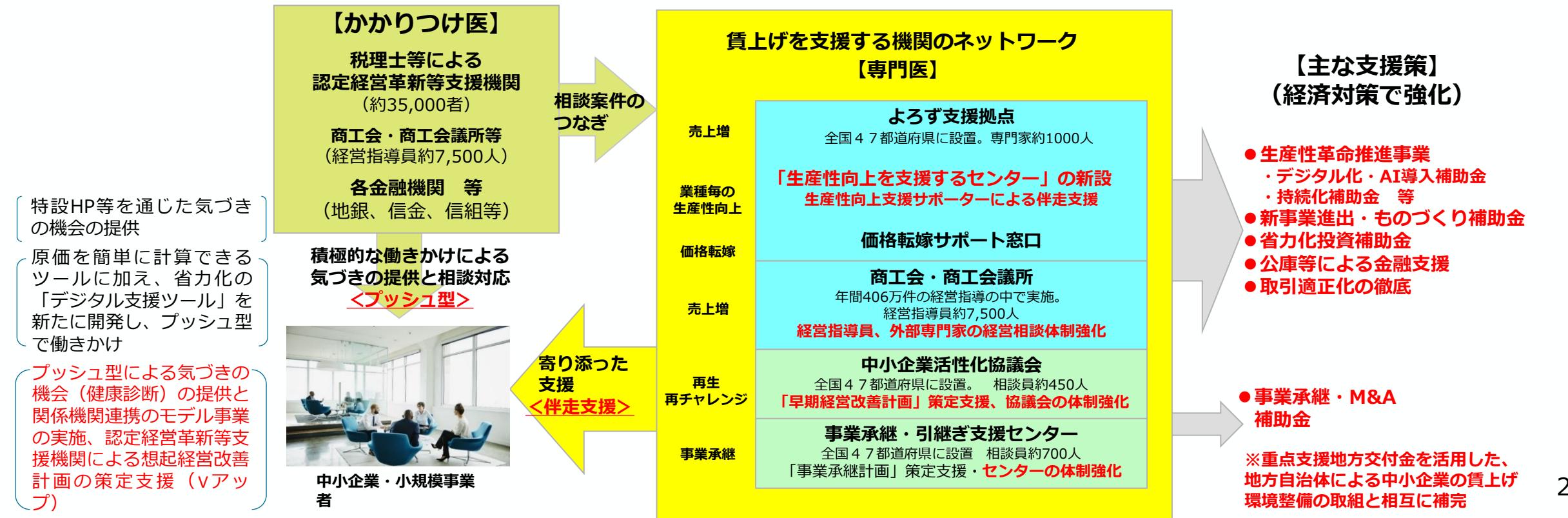
賃上げを実現しようとする小規模事業者支援のための 伴走支援体制の強化

- 賃上げを実現しようとする事業者に対して、1) 「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけ（プッシュ型）により稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、2) 「専門医」による寄り添った支援（伴走支援）を拡大。
- 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化を行うことを経済対策で決定（赤文字部分を経済対策に盛り込み）。

（参考）経済対策（2025年11月21日閣議決定）の該当箇所

今般の米国関税措置や事業環境の変化を踏まえ、プッシュ型による伴走支援体制を強化する。よろず支援拠点に生産性向上支援センター（仮称）を設置するほか、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行うとともに、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出する。

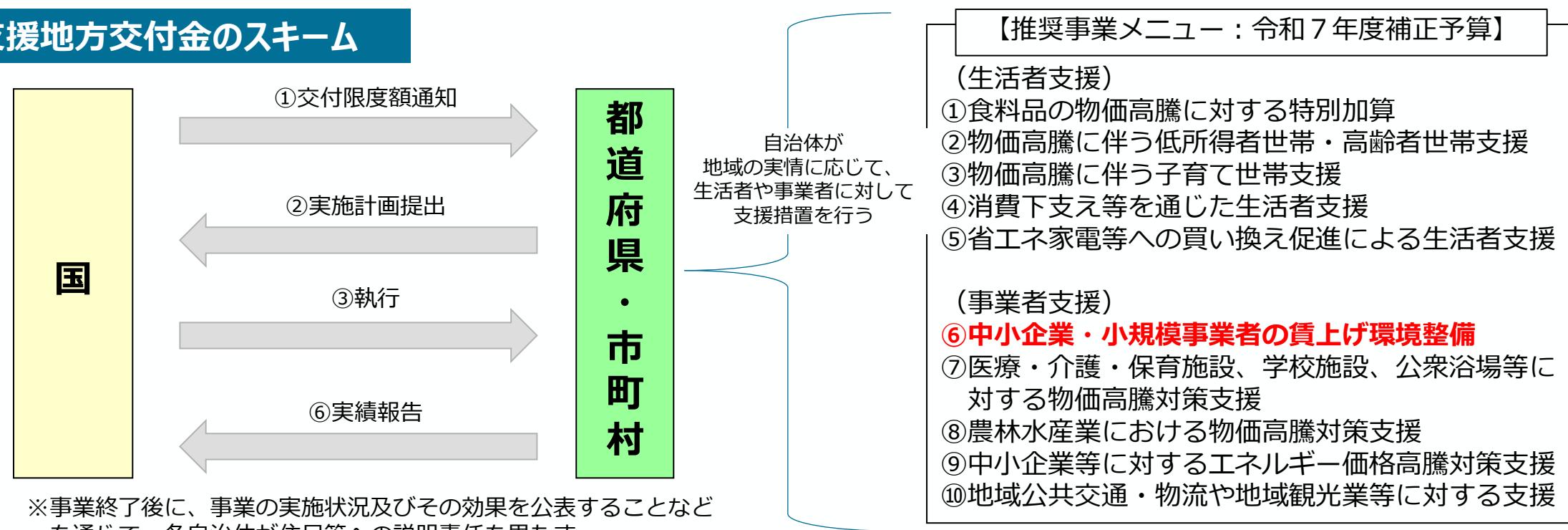
これらにより、企業の成長や生産性向上への気付きを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の賃上げを実現するサポート体制を整備する。



重点支援地方交付金

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、自治体が地域の実情に応じて対策を講じられるよう、臨時の支援措置として創設。新型コロナ感染症5類以降に伴い、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」として、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を実施。
- 国が定めた計算式により、都道府県・市町村への配分額が決まり、国が推奨事業メニューを示す方式。
- 令和7年度補正予算では、重点支援地方交付金に対して2兆円の措置を講じており、推奨事業メニューとして、「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」を新設。

重点支援地方交付金のスキーム



重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

＜追加額 2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援	事業者支援
① 食料品の物価高騰に対する特別加算 米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援	⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援
② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援	⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援 ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。	⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
④ 消費下支え等を通じた生活者支援 物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援 ※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。	⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援
⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援	⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

プッシュ型伴走支援体制の構築（自治体連携型補助金 「賃金引上げ対応型」の新設） 【R7補正予算53億円の内数】

- 全国各地域において物価高を超える賃上げを実現し、持続的な成長を実現するためには、特に、生活関連サービスを含めて地域経済を下支えする小規模事業者の「稼ぐ力」の強化が必要であり、商工会・商工会議所、よろず支援拠点などの支援機関による伴走支援に如何に誘導するかが重要。
- そのため、プッシュ型による働きかけを積極的に行い、経営課題解決の最初の一歩である「気づきの機会」を提供。具体的には都道府県等の地方公共団体のリードにより、地域の実情を踏まえた形で、巡回による相談、地方紙掲載やインターネット広告などの広報といった、プッシュ型による働きかけを強化。
- 併せて、支援機関間の協力体制の構築、経営課題解決の進捗管理の仕組みも整備。
- これにより、地域におけるプッシュ型・伴走支援モデルの創出と固定化を目指す。

1. 補助上限額

都道府県 **1億円～1.5億円**^{※1}

政令市 **5000万円**

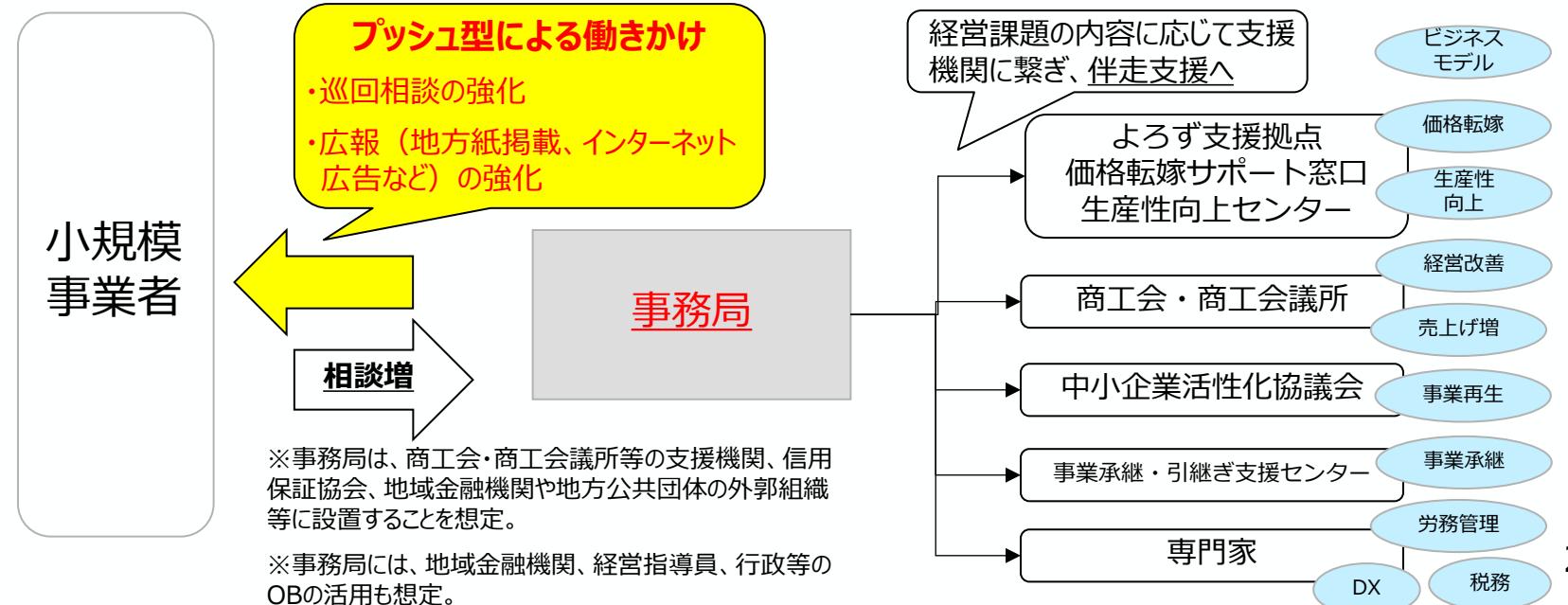
市町村 **2000万円**

2. 補助率

1/2、2/3^{※2}

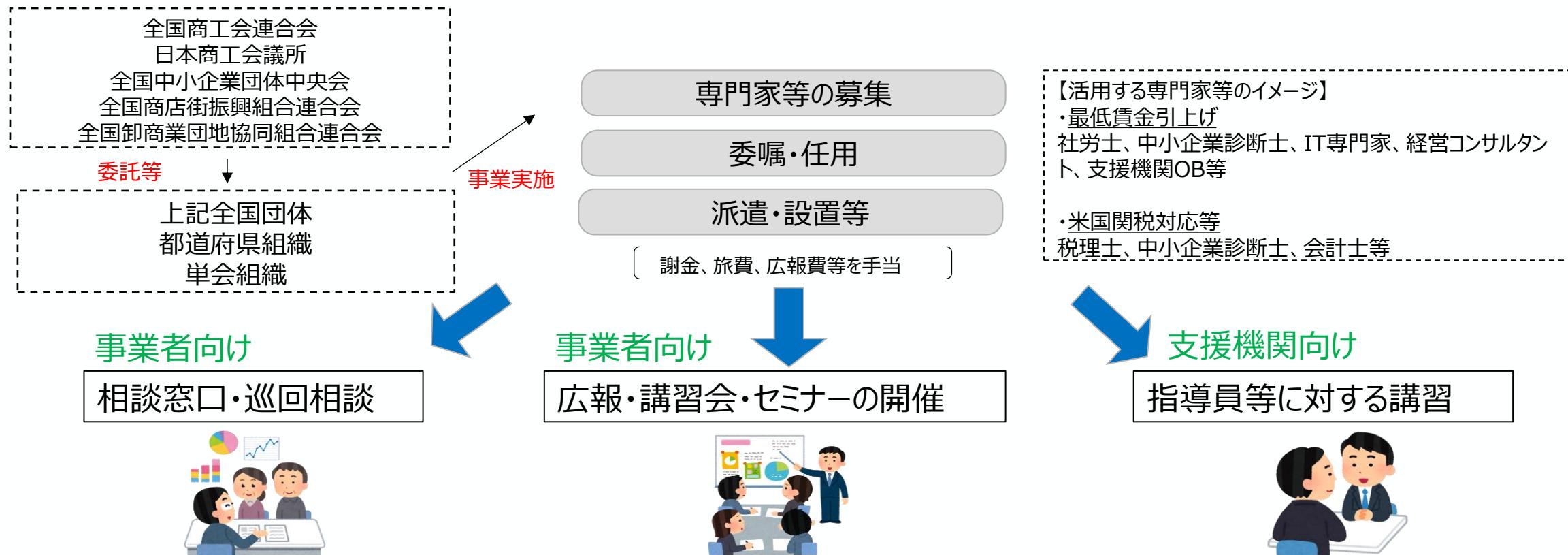
※ 1 経営指導員の設置基準の見直しを行い、重点支援地方交付金の活用を含め、事業開始後1年以内に経営指導員の人員（定員）を5名以上増加させる場合など、一定の場合に引上げ

※ 2 財政力指数が平均値未満の場合に引上げ



経営相談体制強化事業 【R7補正予算148億円の内数】

- 地域の中小・小規模事業者が、経営相談等の従来の課題に加え、省力化・賃上げ、エネルギー価格・物価の高騰、米国関税等の足下の課題に適切に対応していくためには、身近な相談機関である商工会、商工会議所等の相談体制を強化することにより、経営課題の解決を積極的に図っていくことが必要。
- 具体的には、社労士、中小企業診断士、エネルギー管理士、税理士といった当該分野への知見を有する専門家を派遣することにより、商工会・商工会議所の相談体制の強化を図るとともに、指導力向上を推進。
- また、令和7年度補正予算においては、プッシュ型支援の強化の観点から、措置を拡充。



伴走型小規模事業者支援推進事業（伴走型補助金）【R8当初予算案62億円の内数】

- 商工会・商工会議所が行う経営発達支援計画・事業継続力強化支援計画の策定や認定支援計画に基づき実施する事業について、伴走型補助金により支援。

1. 補助対象事業

経営発達支援事業

商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析

需要を見据えた事業計画を策定するための指導・助言、当該事業計画に従って行う事業の実効性向上に必要な指導及び助言

商品又は提供する役務の需要動向、各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

SNSやプレスリリース等の広報、商談会や展示会等を用いたブランド形成・マーケティング、電子商取引等の活用による新たな需要の開拓

他の支援機関との連携強化や、支援ノウハウ及び経営状況の分析結果等を共有する体制の構築

各種支援計画を策定・評価・見直しするために必要な情報及び課題の収集・整理・分析

ハザードマップや全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起

損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、各種制度の情報の提供

事業継続力強化計画及び事業継続計画（BCP）の策定に関する指導及び助言

事業継続力強化への取組に対するフォローアップ、事業者間の事業継続力強化に関する知見の共有

発災時の商工業の被害状況の把握・報告、発災時の応急復旧活動及び事業継続力強化の取組状況の確認

事業継続力強化支援事業

2. 補助率等

①補助上限

経営発達支援事業：上限 700万円

事業継続力強化支援事業：上限 200万円

※広域連携支援に資する取組に限り、
補助上限 = 上記の補助上限 × 共同で事業に取り組む
商工会等の数

②補助率： 定額

3. 採択件数

■ 平成27年度	155件	■ 令和2年度	1,441件
■ 平成28年度	662件	■ 令和3年度	1,461件
■ 平成29年度	906件	■ 令和4年度	1,432件
■ 平成30年度	1,178件	■ 令和5年度	1,463件
■ 令和元年度	1,390件	■ 令和6年度	1,440件
		■ 令和7年度	1,428件

スキーム図



生産性向上に向けた全国的なサポート体制の整備 【R7補正予算148億円の内数】

- 「省力化投資促進プラン」の着実な実行に向けて、来年度から、①デジタル支援ツールを活用したプッシュ型支援、②ツール利用等をサポートする専門家等派遣、③生産性向上支援サポーターの伴走による専門的支援を措置。
- この際、中小企業庁は業種を問わない一般的な経営支援の枠組みを構築し、業所管省庁は、業種毎の特性を鑑みて当該枠組みをアレンジ・活用することにより、中小・小規模事業者に向けた全国的なサポート体制を整備。

生産性向上に向けた全国的なサポート体制

③生産性向上支援サポーターの伴走による専門的支援

- 希望する事業者に対して、伴走支援を実施
- 業所管省庁において、業種毎のセンター候補を確保
- 中小企業庁において、上記業種以外の業種への対応も見据えた体制整備等の観点から、一般的な伴走支援が可能なセンター候補も確保

②専門家等派遣

- 希望する事業者は、商工会・商工会議所に派遣される専門家等と一緒にツールを利用

①デジタル支援ツールを活用したプッシュ型支援

- 業所管省庁・業界団体・商工会・商工会議所・金融機関等の周知等の取組により、ツール活用を促進
- ツールの開発においては、業所管省庁の知見を反映

※業所管省庁による、独自の生産性向上支援に向けた取組（既存・拡充）も別途存在

中小企業の価格転嫁実現に向けた支援

- 令和5年7月に全国のよろず支援拠点に設置した「価格転嫁サポート窓口」において、価格交渉に必要となる原価計算の手法の習得支援や価格交渉に関する基礎的な習得支援を実施しているほか、全国47都道府県で価格交渉・価格転嫁に関する講習会を実施。
- 中小機構や業界団体においても様々な価格転嫁支援ツールを提供。中小企業庁では、これらのツールや価格交渉のポイントをとりまとめた「価格交渉ハンドブック」を作成し、商工会議所・商工会等に配布するなど、地域の支援機関等と連携した情報発信を実施。

価格転嫁サポート窓口

(よろず支援拠点に設置)

■中小企業診断士等が、原価計算等について助言。相談対応実績：
令和6年度 8,119件

■支援例

- 原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。
- 個々の企業の実態を踏まえた、具体的な製品毎の原価の算出方法等を提案。

価格交渉講習会

- 中小企業診断士等が価格交渉に役立つツールやポイントの解説、実例を踏まえた具体的なアドバイス等を提供。
- 対面/オンラインで開催し、令和6年度は約1万人が参加。

価格転嫁支援ツールの例

■価格転嫁検討ツール（中小機構）

⇒商品別・取引先別の収支状況を把握し、目指すべき取引価格を試算することで価格転嫁の必要性を可視化。



■価格交渉支援ツール（埼玉県）

⇒主要な原材料価格の推移を表示。34道府県から直接リンク。

■原材料・エネルギー等の価格転嫁促進ツール（日本自動車部品工業会）

⇒原材料、エネルギー、労務費等の価格推移と増減を表示。

■価格交渉ハンドブック（中小企業庁）

⇒これらのツールや価格交渉のポイントを一元的に掲載。

中小企業等向け補助金 一覧表

※令和7年度補正等

売上規模	事業者数	売上拡大	高付加価値化
100億円以上	大企業 約1,300者		
	中堅企業 約0.9万者	中堅等大規模投資補助金 【中堅向け】 上限50億 補助率1/3	✓ 会社を急成長させたい ✓ 上場を目指したい
	中小企業 約4,500者		
100億未満 10億円	約9万者	100億企業支援 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 成長加速化補助金 上限5億 補助率1/2 </div> <div style="text-align: center;"> 【100億宣言企業向け】 上限50億 補助率1/3 </div> </div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;"> ✓ 承継前に事業を磨きたい ✓ M&Aの統合効果を出したい </div>
10億円 1億円	約60万者	新事業進出・ものづくり補助金 上限9,000万 補助率1/2等	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;"> ✓ 新商品をつくりたい ✓ 海外展開したい ✓ 異分野進出したい </div>
1億円 1,000万円	約140万者	持続化補助金 上限250万 補助率2/3	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;"> ✓ 販路を広げたい ✓ 商品をPRしたい </div>
1,000万円以下	約140万者		<div style="background-color: #90EE90; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;"> 事業承継・M&A補助金 上限2,000万 補助率1/2等 </div> <div style="background-color: #90EE90; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;"> 省力化投資補助金 上限1億 補助率1/2等 </div> <div style="background-color: #90EE90; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;"> デジタル化・AI導入補助金 上限450万 補助率1/2等 </div>

小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）【R7補正予算3,400億円の内数】

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。

① 伴走支援

【商工団体の支援】

- 申請に当たっては、商工会・商工会議所の経営指導員が伴走支援。

＜現状分析＞

- 自社の製品・サービスの販売状況
- 顧客や競合の将来の見通し等

＜経営計画策定＞

- 現状分析を踏まえ、販路拡大に向けた経営計画の作成に際し助言・指導等の実施

② 申請

【補助目的】

- 小規模事業者の販路拡大

【補助上限額】

- 50～250万円

【補助率】

- 2/3
(賃金引上げ特例において、赤字事業者3/4)

【補助対象経費】

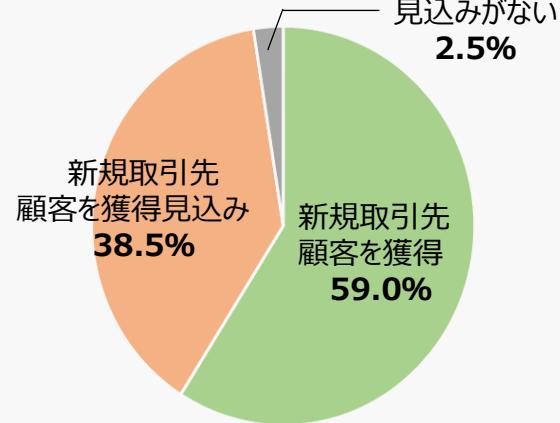
- 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、新商品開発費、委託・外注費など

【事業実施例】

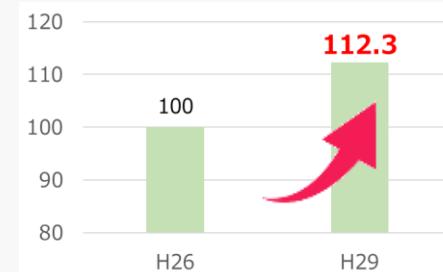
- 商品のHP制作、店舗の改装、展示会出展、チラシ作成、商品開発など

③ 事業実施

【補助金活用による取引先等の動向】



【純利益の推移】



(持続化補助金採択事業者へのアンケート調査結果を基に中企庁作成)

持続化補助金の活用事例



技術サービス業 「有限会社ビレジ」

建設現場等撮影用ドローンの購入、建設新聞等から顧客先リストを作成し、計画的な訪問営業を実施する。

ドローンによる撮影事例紹介パンフレットを作成し新聞広告・DMによるドローン空撮サービスのPRを行う。



新聞掲載、「販促ツールを活用した訪問営業」は建築撮影業者としての知名度を飛躍させ、建設業者のみならず同業他社や他業界からもドローン空撮の依頼が増え、販路拡大につながった。



養鶏業 「有限会社みずほファーム」

廃棄される親鳥を有効活用し、かつ卵をいれたときの相性を追求した「京丹波鶏カレー」を開発。

商品パッケージをデザインし、販路開拓のチラシ、ポスターを作成、販売店に配布した。



自社の直売所の目立つところに置いたところ、食べた人からも評判は上々で、販売員が確信を持って勧める商品に。すぐに道の駅やスーパー、生協との取引が決まった。



宿泊業 「有限会社花渕荘」

客室4部屋をビニール製の畳に入れ替えし、空気清浄機能付エアコンを設置して、ペット同伴客の受入のできる部屋へと改装を行う。

宣伝活動としてトラベル関連サイトや自社サイトで「ペットと過ごせる宿」として新たなターゲット用プランを設定しPRを行った。



補助事業実施によって、これまでペットの存在が旅行を躊躇される原因となっていた方々への需要喚起が図られたことにより、新規顧客が増加し、売上高も20%程度増加した。

持続化補助金の効果検証

- 持続化補助金の場合、直近の実績に基づくと、採択実績の平均額100万円に対して、売上げは約700万円（7倍）、人件費引上げ原資となる粗利は約300万円（3倍）の押し上げ効果があるものと考えられる。

直近実績の分析・効果試算

- 第10回公募（令和5年2月採択）と第11回公募（令和5年4月採択）の事業のうち、事業完了後の1年間の 売上げ・粗利（売上げから仕入れや製造原価を引いたもの）が報告されたもの約2,000件を対象（商工会分のみ）として、事業完了後の1年間の売上・粗利の増減を集計・分析。

売上げ	申請前 平均値	増額 平均値 (A)	増減率 平均値	申請前 中央値	増額 中央値	増減率 中央値
	38,693千円	6,996千円	34%	19,072千円	2,078千円	16%
粗利	申請前 平均値	増額 平均値 (B)	増減率 平均値	申請前 中央値	増額 中央値	増減率 中央値
	17,548千円	3,387千円	33%	10,577千円	1,103千円	13%

※集計は、売上増減率又は粗利増減率の上位・下位それぞれ5%を除外。売上げ集計の対象は2,101件、粗利集計の対象は2,097件。（参考）補助上限は500千円～2,500千円



採択実績の平均額 1,000千円 (C)

売上げ押し上げ効果 : (A) / (C) = 6.99倍

粗利押し上げ効果 : (B) / (C) = 3.38倍

小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【R8当初予算案26億円】

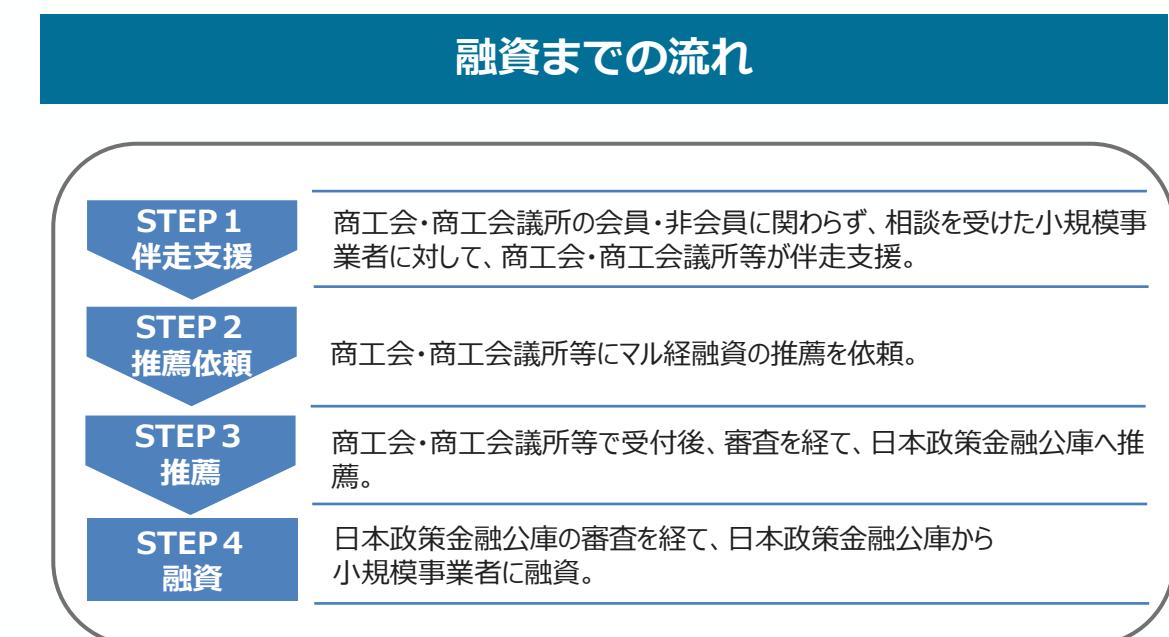
- 経営指導を金融面から補完し、小規模事業者の経営改善を促進することを目的として創設された、無担保・無保証人で利用できる制度。そのため、商工会・商工会議所の伴走支援を通じて経営指導を受けている小規模事業者に対して、金融支援を実施。
- 信用力向上に向けてのファーストステップとして使われることも想定した制度。信用金庫等の民間金融機関からも融資を受けられるようにしていくことも目標のひとつ。
- 小規模事業者持続化補助金の自己負担分や、つなぎ融資にも活用可能。

制度概要

貸付限度額	2,000万円
貸付期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
貸付金利	2.40%（令和8年2月2日現在）※
担保・保証人	無担保・無保証人

※毎月変動するため、詳細は日本政策金融公庫HPを参照

融資までの流れ



地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型補助金）

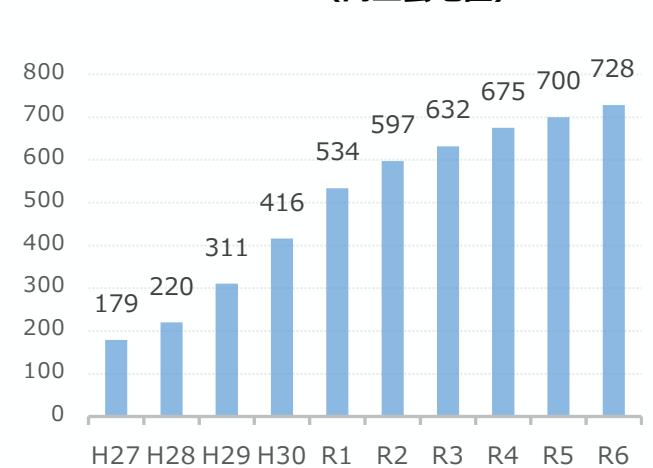
【R7補正予算53億円】 【R8当初予算案14億円】

- 地方公共団体が行う経営発達支援計画・事業継続力強化支援計画の策定や認定支援計画に基づき実施する事業に加え、災害時（災害救助法適用又は局激指定）の施設・設備の復旧事業について、自治体連携型補助金により支援。
- 令和7年度補正予算において、最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応を目的としたプッシュ型伴走支援に係る事業の枠を新設（補助上限等を引上げ）。

		通常時		災害時	
措置条件		中小企業・小規模企業振興条例の制定	中小企業・小規模企業振興条例の制定	災害救助法適用	局激指定（令和6年度～）（中小企業分野による指定）
対象事業		経営発達支援計画・事業継続力強化支援計画の策定支援、実施事業等	最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応を目的としたプッシュ型伴走支援、実施事業等（令和7年度～）	施設・設備の復旧事業	施設・設備の復旧事業※施設の建替も可
対象地域		申請都道府県・市町村内	申請都道府県・市町村内	災害法が適用された市町村を有する都道府県内	局激指定を受けた市町村を有する都道府県内
対象者		小規模事業者	小規模事業者	小規模事業者	中小企業・小規模事業者
国 → 都道府県	補助上限	5,000万円 (令和7年度から広域的な支援を行う場合、1億円) (政令指定都市は2,500万円) (市町村は1,000万円)	1億円 (一定要件を満たす場合に1.5億円) (政令指定都市は5,000万円) (市町村は2,000万円)	1億円（令和5年度～） (令和4年度に5,000万円を通常時と別枠化)	5億円～40億円 ※被災都道府県の被害の程度に応じて引上げ（令和7年度～）
	負担割合	1：1	1：1 財政力指数が平均未満の場合 2：1	2：1以内 (令和4年度に通常時より拡充)	2：1以内
都道府県 → 事業者	補助上限	自治体が設定	自治体が設定	自治体が設定	自治体が設定
	補助率	3/4以内で自治体が設定	3/4以内で自治体が設定	3/4以内で自治体が設定	3/4以内で自治体が設定

図

市町村における条例制定状況
(商工会地区)



※平成27年～30年の数値については、4月1日の制定数を記載

※商工会地区の市町村数は、1,459
(出典) 全国商工会連合会調査を基に作成

甚大化する豪雨災害等への対応（自治体連携型補助金（局激）見直し）

- 「自治体連携型補助金」の災害時支援では、甚大な被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、国が一定の範囲内で補助。中小企業分野で「局激」指定された場合、現行では被災都道府県に対し5億円を上限として補助（令和6年度に上限を1億円から5億円に引上げ）。
- 本制度について、令和7年度補正予算において、以下の見直しを実施する予定。補助上限について、被災都道府県の被害の程度に応じて上限額を引き上げるスキーム（※下表）に改正。

(億円)

都道府県全体の 「中小企業被害額」／「中小企業所得推定額」	国→都道府県への補助上限額 【引上げ】
0.00～0.20%未満	5
0.20以上～0.40%未満	10
0.40以上～0.80%未満	20
0.80以上～1.20%未満	30
1.20%以上	40

1. 成長投資支援

- 中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- 大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】
 - 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

2. 生産性向上・省力化投資支援

- 生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】
 - 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- 革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】
 - 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- 省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】
 - 人手不足に対応し、省力化に資する設備投資を支援。業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえ、従業員規模ごとの補助上限額の見直しなどを実施

3. 伴走支援

- プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】
 - 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協、承継センター等）の体制強化
 - 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
 - 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

4. 取引適正化

- 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】
 - 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
 - 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
 - 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

5. 資金繰り支援

- 信用保証制度におけるメニュー新設等【152億円】
 - 経営改善や事業再生に取組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施
- 日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業【40億円】
 - 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

6. 災害支援

- なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】
 - 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援
- 局激指定災害への支援拡充等【53億円の内数】
 - 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

※上記の施策に加え、重点支援地方交付金の活用を推奨

中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント (令和7年度補正予算・令和8年度当初予算案)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 労働供給制約をはじめ、物価高、米国関税など厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者における質上げ環境整備に向けて、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、企業の事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援を行うとともに、早期の経営改善・事業再生や事業承継・M&Aによる事業再編促進、伴走支援体制の強化などを実施
- 小規模事業者の活性化や社会課題解決に向けた地域における取組に対しても、引き続き支援
- 一連の施策に加えて、重点支援地方交付金の活用を推奨

中小企業等 関係予算	令和7年度当初 + 令和6年度補正	令和8年度当初案 + 令和7年度補正
	879億円 + 5,235億円 ※中対費全体（R7当初）：1,080億円	889億円 + 8,364億円 ※中対費全体（R8当初案）：1,079億円

[1]官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- 令和8年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底や厳正な執行を進めるとともに、取引Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間FU調査等による発注者への指導等を徹底
- 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直しなど、官公需における価格転嫁も促進

中小企業取引対策事業【30億円】+ [7.6億円]

価格交渉促進月間や、取引Gメンによる取引実態の把握、取扱法の厳正な執行、取引かけみそでの相談対応等を実施

「価格交渉促進月間」（9月・3月）の実施や、取扱法の執行強化、振興法に基づく「指導・助言」、発注者名公表を通じた実効性向上、取引Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定・徹底等

[2]事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援

- 飛躍的な成長を目指す事業者や、持続的発展を目指す事業者など、企業の事業規模や成長ステージに応じて、成長投資や、生産性向上に向けたデジタル化、販路開拓等の設備支援等を後押し

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】

中小企業成長加速化補助金、デジタル化・AI導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・M&A補助金

中堅等大規模成長投資補助金【4,121億円】

中堅・中小企業が、質上げに向けた効率化による労働生産性の本格的な向上と事業規模の拡大を図るために大規模な投資を支援
(R7補正で新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億円超事業向けに、5万1,000億円程度を確保)

新事業進出・ものづくり補助金【既存基金の内数】

中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援

省力化投資補助金【既存基金の内数】

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【122億円】 等

大学・公設試験等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に係る取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

[3]早期の経営改善・事業再生、事業承継・M & Aによる事業再編の促進

- 資金調達の円滑化と金融規律の強化を図りながら、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援
- 経営者の高齢化が進む中、事業承継の円滑化を図りつつ、再編等を契機に変革に挑戦する企業を支援

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【139億円】+ [74億円]

財務上の問題を抱える中小企業等に対しての収益力改善・事業再生や、後継者不在の中小企業等に対する事業承継・事業引継ぎを支援

日本政策金融公庫補給金【169億円】+ [40億円]

米国関税の影響を受ける事業者への措置を含む、日本政策金融公庫からの融資における金利を引き下げるための利子補給

中小企業信用補完制度連絡補助事業【32億円】+ [152億円]

経営改善や事業再生に取り組む中小企業へのモニタリング強化等に通じた資金繰り支援等を実施

認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金【101億円】

認定経営革新等支援機関を活用して経営改善計画の策定やフォローアップを支援

後継者支援ネットワーク事業【3.5億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベントを開催

中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】(再掲) ※事業承継・M&A補助金 等

事業承継前の設備投資、M&A時の専門家費用、M&A後のPMI時の専門家費用及び設備投資、再チャレンジに伴う商業費用等を支援

【4】伴走支援体制の強化

- 多様な経営課題に対して、プッシュ型を含む伴走支援を複数の支援機関を通じて提供

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【139億円】+ [74億円] (再掲)

各都道府県へよう支援拠点を設置するとともに、よろず支援拠点の中に、専門センターが相談対応・伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備

小規模事業対策推進等事業【62億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【14億円の内数】+ [53億円の内数]

地方公共団体による小規模事業者の経営の改善支援などを支援。また、地方公共団体による複数の支援機関が連携した伴走支援モデル創出を支援

中小企業基盤整備機構運営費交付金等【193億円の内数】

中小企業の多様な経営課題に対する専門家によるハザード支援や、新規に海外市場の獲得を目指す事業者に対する輸出支援等を実施

事業環境変化対応型支援事業【148億円】

様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化

認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金【101億円】(再掲) 等

【5】小規模事業者の活性化、社会課題解決に向けた地域における取組支援等

- 多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援を推進するとともに、地域の社会課題解決に向けた取組や災害復旧等の取組を支援

小規模事業対策推進等事業【62億円】(再掲)

小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【26億円】

商工会・商工会議所等の経営指導を受けて経営改善策の組み小規模事業者を対象に、無担保・無保証人の低利融資に係る財政措置

事業環境変化対応型支援事業【148億円】(再掲)

中小企業実態調査委託費【20億円の内数】

セララ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析

セララ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を推進

・地域中小企業人材確保支援等調査・分析

人材活用ガイドライン等の普及を通じ、創業・兼業人材、女性・高齢者等の多様な人材の戦略的な活用を促進

中小企業基盤整備機構運営費交付金等【193億円の内数】 等

災害懸念0億の商店街等による地域の主体と連携した事業推進体制の強化等に向け、専門家派遣を通じた伴走支援等を実施

<災害支援>

なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】

令和6年熊本地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設復旧等を支援

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【14億円の内数】+ [53億円の内数] (再掲)

高齢指定灾害に関する自治体連携補助金の補助上限引き上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

税制改正事項

事業承継税制（拡充等）

中小企業技術基盤強化税制（拡充・延長）

「経営課題控除制度（3年間）」の割合を行うとともに本税制の時限措置の適用期限を3年間延長する

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置（拡充・延長等）

30万円の基準額を40万円に引き上げる等の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長する

中小企業向け賃上げ促進税制（継続・一部見直し）

防衛的賃上げを迫られる中小企業については、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、現行制度を維持する（大企業向け措置は令和7年度末で終了、中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し）

インボイス制度の円滑な定着に向けた措置（その他）

免税事業者が法人化に関する特例（8割控除）について、控除可制御合の引下げペース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和10年9月末まで延長する。インボイス発行事業者となつた小規模事業者に関する経過措置（2割特別）について、個人事業者については納税額を売上税額の割とする経過措置を、さらに2年間に限り構する（令和9年・10年分申告において利用可）